

令和3年第1回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年3月2日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 施政方針
- 日程第 7 議案第 1号 諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 長南町スポーツ施設の設置・管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 9号 長南町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第10号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて
- 日程第17 議案第11号 令和2年度長南町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第18 議案第12号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第13号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第20 議案第14号 令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第15号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第22 議案第16号 令和2年度長南町ガス事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第17号 令和3年度長南町一般会計予算について

- 日程第24 議案第18号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計予算について
 日程第25 議案第19号 令和3年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について
 日程第26 議案第20号 令和3年度長南町介護保険特別会計予算について
 日程第27 議案第21号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計予算について
 日程第28 議案第22号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について
 日程第29 議案第23号 令和3年度長南町ガス事業会計予算について
 日程第30 議案第24号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
 日程第31 議案第25号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第32 議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（13名）

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	8番	大倉正幸君
9番	板倉正勝君	10番	加藤喜男君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
13番	松崎剛忠君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	小高憲二君
総務課長	三十尾成弘君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	今井隆幸君	税務住民課長	長谷英樹君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	石川和良君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	今関裕司君
学校教育課長	川野博文君	学校教育課主幹	大塚猛君
生涯学習課長	風間俊人君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 大塚 孝一 書記 山本 裕喜
書記 関本 和磨

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

今日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございませう。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございませう。

議員各位には年度末の大変お忙しい中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

早いもので令和2年度も残すところ1か月となりました。昨年は都市部を中心に、新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めがかからず、本町においても様々な対策を講じてまいりました。新年度においても、目下の課題として感染症対策には全力で取り組んでいきたいと考えております。議員の皆様方の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、条例議案8件、指定管理者の指定1件、財産の無償貸付け1件、予算議案13件、人事案件3件、合わせまして26議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和3年第1回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時02分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

10番 加藤喜男君

11番 丸島なか君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、松崎剛忠君。

[議会運営委員長 松崎剛忠君登壇]

○議会運営委員長（松崎剛忠君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は去る2月18日に委員会を開催し、令和3年第1回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、条例の一部改正8件、施設の指定管理者の指定1件、財産の無償貸付け1件、令和2年度補正予算6件、令和3年度各会計当初予算7件、同意2件、諮問1件の計26件が議題とされております。また、一般質問は7人の議員が行うことになっており、3月3日に5人、4日に2人を行うことといたしました。

当委員会といたしましては付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日3月2日から3月11日までの10日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会に提出されております令和3年度長南町一般会計予算については、その内容が複雑多岐にわたるため特別委員会を設置し、これに付託し、分科会方式により詳細に審査するべきであるという結論に達しました。

詳細な日程につきましては、お手元に配付いたしました令和3年第1回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日3月2日から3月11日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今、運営委員長のほうから報告がございましたけれども、ちょっと私用と申しますか用がありまして、11日の日、農協の総代説明会がございまして、この中で理事をやっている御園生君と、あと普通の相談員の宮崎さん、私今会長やっていますので、どうしても出ないわけにいかないということがございまして、3名が早退できるものであれば早退でもいいし、日程を午前中12時ぐらいとか、少し前倒しでやってもらえるのか。

自己の体調不良とかで早退するかなというのも一時は考えましたけれども、3名ということがありますんで、私が代表して質問させてもらうんですけども、その辺、御園生君、それでいいよな。そういうことでありますので、お諮りをしていただければいいのかなと思っております。

農政でもちょっと大事なところがございまして、本来は行政のほうで私たちが給料もらっていますんで、こっちが優先しなければいけないところだと思っておりますけれども、農政に関しましてやっぱり自分の地元か

らの推薦で出ておりますので、そういうところを少し了解していただければと思います。

- 議長（松野唱平君） 本会議は過半数以上の出席があれば成立いたしますよね。ですので、最終日ですよ。最終日の内容につきましては、分科会の審査報告、それから採決となっておりますので、その前の9日目にはその内容が全部、皆さん方も分かると思いますので、さっき言ったとおり過半数以上の皆さんがいれば本会議は成立しますので、その辺も考えて、またちょっと後で日程のほう考えてみますので、よろしいでしょうか。
- 9番（板倉正勝君） よろしくをお願いします。
- 議長（松野唱平君） それでは、さきの委員長報告のとおり異議なしと認めます。
本定例会の会期は3月2日から3月11日までの10日間と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。
- 本日、町長から議案26件の送付がありこれを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。
- 次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。
- 次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました令和3年1月分の例月出納検査の結果についても、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。
- 最後に、議長並びに一部事務組合議会議員が出席いたしました主な会議の結果については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。
- これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（松野唱平君） 日程第5、行政報告を行います。
- 町長、平野貞夫君。
- 〔町長 平野貞夫君登壇〕
- 町長（平野貞夫君） 行政報告をさせていただきます。
- 子供の農山漁村体験交流における取組状況についてでございますが、都市と農山漁村の地域連携による、子供農山漁村交流推進事業を来年度に向けて進めるため、総務省の支援事業の採択を昨年11月に受け、現在子供の農山漁村体験交流計画書を策定しています。これは子供の農山漁村体験交流の取組を拡大し、その定着を図るため、送り側、受入れ側の地方公共団体双方が連携して行い、宿泊体験活動の実施体制を構築していく地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより事業を推進していきます。
- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与するものであります。今年度は計画書を策定し、来年度はそれに基づき具体的に事業を実施してまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（松野唱平君） これで行政報告は終わりました。

◎施政方針

○議長（松野唱平君） 日程第6、施政方針を行います。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 本日ここに、令和3年第1回定例議会の開会に際し、令和3年度の予算案並びに議案についてのご審議をお願いするに当たりまして、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年は、新たに策定いたしました長南町第5次総合計画に掲げた我が町の将来像「人とつながり 地域とつながり 次代へつなげる 「ただいま、おかえり」 心のふるさと 長南」を念頭に置き、将来にわたって地を固める重要な1年になると認識しております。確実な一歩を踏み出せるよう、各種施策に取り組んでまいります。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一昨年の災害に伴う復旧事業をはじめ、各種イベントの中止等事業の停滞を余儀なくされたところであります。その一方で、2度にわたる緊急事態宣言により、支援を必要とする皆様に向け国交付金を財源とした各種の支援策を講じてまいりました。いまだ従前の生活を取り戻すまでには至っておりませんが、本年も引き続き町民の皆様とお互いに手を取り合って、一日も早く通常の暮らしを取り戻せるよう全力を注いでまいる所存です。

こうした中、昨年は働き方の見直し等により、本町への移住相談が飛躍的に増加するなど、災害が転じて福をなすような事象もありました。この契機を逃がさぬよう、空き家情報バンクや移住に関する相談などサポート体制を充実させてまいりました。

新年度につきましては、目下の課題であります新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチン接種をはじめとする各種対応策に注力してまいります。また、新総合計画のほか、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のキックオフの年に当たることから、その方向性を意識しながら、本町の特徴を生かした自立的かつ持続可能な町づくりに精いっぱい努力をしていく所存であります。議員各位並びに町民の皆様には一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、我が国の経済情勢を見渡しますと、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあります。感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが期待されます。

また、町の財政状況は令和元年度決算から見ますと、健全な財政運営を判断する指標のうち実質公債費比率は6.6%、将来負担比率は22.0%と早期健全化基準を下回っています。県平均と比較すると、実質公債費比率は0.9ポイント高いですが、将来負担比率は10.3ポイント低い水準にあり、健全な状態であると言えます。

財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、前年度と比較しますと1.9ポイント減の84.9%、義務的経費は44.4%で前年度より1.0ポイント減となっており、改善はしているものの財政の硬直化について予断を許さな

い状況となっています。

このような状況の中、令和3年度予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地方税の総額は前年度と比較して3.5%減少し、依然として自主財源の確保は厳しい状況にあります。事業の実施に当たっては、地方交付税をはじめとする留保財源額の見直しと各基金からの繰入れなどによる財政措置を行い、前年度比4.8%増となる新年度予算を編成いたしました。

それでは、新総合計画に位置づけた6つの基本方針に沿いまして、各事業に係る方針を申し上げます。

初めに、「社会基盤の充実したまち」では、まず、重要なライフラインの一つである地上デジタル放送の実施について、老朽化が進んでいる西地区テレビ共同受信聴取施設の開始に向け、実施設計業務に着手いたします。

また、県から移譲を受けた山内ダムの修繕について、修繕の指針となる基幹水利施設ストックマネジメント事業計画概要書を策定し、令和4年度以降、国・県の補助事業を活用しつつ、着実に修繕を進めてまいります。

町道の整備については、通学路の整備と橋梁の点検結果に基づく修繕工事など、適切な維持管理に努め、安心して安全な道路環境の整備を図ってまいります。

地籍調査事業では、事業着手から7年が経過し、町内の約3割について調査が完了するなど、おおむね順調に進捗しております。今後も関係者のご理解とご協力を得ながら事業の推進を図ってまいります。

町営長南住宅については、住宅管理運営委員会にて示された方針に基づき、入居者のご理解をいただきながら今年度中には全ての移転をお願いし、規模縮小に向けた取組を進めてまいります。

役場庁舎の建設については、新たな防災拠点として町民の皆様にとって役立つ施設となるよう、前年度に引き続き実施設計業務を進め、下半期には建設工事に取掛かることを視野に取り組んでまいります。

次世代の社会基盤ともいべきデジタル化については、国におけるデジタル社会形成基本法関連法案やデジタル庁設置などの動きから、これを受けた行政システムの統一化にも目を配りながら、マイナンバーカードの利便性向上や普及促進などにも対応した行政手続を積極的に推進してまいります。

次に、「活力と賑わいにあふれたまち」では、本町においても地方創生の時流を捉えるべく、企業版ふるさと納税の受入れを開始いたします。そのため、昨年策定の総合戦略を計画書として位置づけ、現在認定を待っている状況にあります。本年は新たに総務省の事業である子供農山漁村交流支援事業にも参加することにより、都市の子供たちと町の新たな関わり方を展開し、これまでとは違った側面から活気を醸成していくため実証調査を行ってまいります。

また、増加した移住の相談件数に対応するために、若者定住促進奨励金を活用し、移住・定住の促進を図るとともに、空き家物件の流動化を目指し売買や賃貸借に係る補助金の充実を行い、地域の活性化につなげてまいります。

旧幼稚園の跡地活用については、本町に眠っている竹という地域資源を生かした持続可能な社会づくりに資する事業が展開できるものと期待をしております。

農林業の振興につきましては、TPP情勢や食料・農業・農村基本計画の動向を注視しながら、本年も引き続き農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化、担い手の農地利用を促進し、生産コストの削減につなげる施策を展開してまいります。

本町の主要作物である水稲につきましては、就農者の高齢化や後継者不足、新型コロナウイルスの影響による全国的な米余りなど、さらに厳しい状況となっております。このようなことから、地域の中心となる経営体等を定める人・農地プランの実質化を進め、次世代を見据えた農業の推進に努めてまいります。また、町独自の施策であります農地集積への助成、地域農業推進機器を活用した機械施設への助成を引き続き行ってまいります。

有害鳥獣対策については柵による防護、わなによる捕獲のほか、国・県の補助制度を活用した地域ぐるみの対策、昨年開業した食肉加工処理施設の活用等、安定した耕作に資するよう積極的に行ってまいります。

多面的機能支払いにつきましては、各地区での共同作業が定着し、様々な面での波及効果をもたらしておりますので、引き続き導入地区の拡大、また、水田の貯留機能の強化を推進するため、田んぼダムの取組に対して加算措置が創設されましたことから、この取組組織の拡大にも努めてまいります。

商工業の振興につきましては、昨年、コロナ臨時交付金を財源とした地域応援券事業を商工会に受託していただくなど、地域に寄り添った活動を実施してまいりました。引き続き、経営改善指導や資金融資に対する利子補給を行い、町全体の商工業活性化を支援してまいります。

観光分野におきましては、野見金公園において大型観光バスの使用が可能な駐車場の整備を完了し、今年は案内看板、街灯及び防犯カメラの設置を行います。これによりコロナ後に想定される安・近・短の観光需要を取り込めるよう活用を図ってまいります。また、広域的観点から、県、観光連盟、各協議会等と連携し、圏域内に存在する様々な魅力や資源を結びつけた広域観光ルートの設定や、インバウンドの取組を行うなど、新たな地域の魅力を発信してまいります。

次に、「自然と調和した暮らしやすいまち」では、有限である資源を効率的に利用し、持続可能な形で循環させながら利用していく社会の形成は、我が国のみならず世界的な課題であり、新総合計画においてもSDGsの概念を随所にうたい込んでいるところであります。

本町特有の資源を活用したガス事業では、安全と安心を最優先をテーマに安定供給を将来にわたり継続し、安価で魅力のあるガス料金を維持しながら安全で快適な暮らしに貢献してまいります。本年も引き続き白ガスの入替え工事等、経年管対策をはじめとする中・長期的な視点に立った計画的な経営基盤強化に取り組んでまいります。

環境保全の分野では、県補助金を活用した太陽光発電及びリチウムイオン蓄電システムに係る補助事業に、今年度からエネファームの設置を新たに加え、循環型社会に向けたエコ対策として住宅用省エネルギー事業を推進してまいります。

また、旧幼稚園の活用計画の中で、竹炭を通じて低炭素社会の実現に資する事業も計画されており、単に地域活性化にとどまらず、環境保全の観点からも有用な事業として注目されるべきものであると考えています。

次に、「だれもが健康で元気に暮らせるまち」では、福祉の分野では時代の変遷とともに支援を必要とする対象者が多様化し、これに応えるべく行政としても多角的な支援を用意しているところであります。また、民間の事業者とも連携を図る中で、自助・互助・共助・公助のバランスの取れた福祉の町づくりが求められていると考えております。

まず、児童福祉の分野においては、昨年より実施している保育所、幼稚園の利用料無償化と子育て世代の経

済的負担軽減に加え、ひとり親家庭に係る医療費支援を充実させ、あらゆる人たちにとって子育てしやすい町となるよう努めてまいります。

障害者、障害児の福祉につきましては、第6期障害計画、第2期障害児童福祉計画の両計画に基づき、それぞれの人格や個性を尊重した福祉サービスの提供を行うための施策、体制づくりを図ってまいります。

高齢者福祉では、介護保険事業について第8期となる新計画の下、要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で介護サービスを受けられるよう各種サービスの充実に努め、かつ安定的な事業運営に努めたいと考えています。

また、介護予防事業のほか認知症になっても本人の意思が尊重され、かつそれを支える介護者や地域住民が支え合える体制づくりとして、認知症総合支援事業を包括支援センターを中心に進めてまいります。また、町社会福祉協議会を通じて独居高齢者への給食サービスや買物支援などの高齢者福祉事業を実施するとともに、きめ細かい福祉の充実に努めるため、社会福祉協議会の活動を支援してまいります。

保健事業では、当面の課題である新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種事業のほか、健康増進を総合的に推進し、町民の皆様が健康で元気に暮らせる町づくりを展開します。開始から3年目を迎え、定着してまいりましたちよな丸ポイント事業については、このコロナ禍にあっても健康につながる活動への参加を提唱し、引き続き皆様の健康づくりに資する事業として一層の充実に努める考えであります。

乳児健診、特定健診、各種がん検診などの事業は、疾病の予防、早期発見、早期治療に向け、受診率の向上に努めてまいります。また、受診後の保健指導、健康相談業務の充実に努めてまいります。特に母子保健では、新年度より開始されます産後ケア事業や新生児聴覚スクリーニング検査事業など、より安心できる子育て環境を提供できるよう努めてまいります。

「豊かな心を育み生きる力を学べるまち」では、学校教育においては町教育振興基本計画の方針に沿って特色ある長南町教育の推進を図ってまいります。また、新年度より学校給食費の無償化を実行し、保護者の教育費負担の軽減を図ってまいります。これは長生管内の市町村に先駆けて導入するもので、子育て支援を充実することにより、移住人口の増加や持続可能な町づくりにつなげてまいりたいと考えております。

子供の生きる力の育成では、学習指導の充実や指導法の改善、英語教育や特別支援教育の指導強化を図り、確かな学力の育成と人間性豊かな心を育む教育のため、歴史、伝統、文化理解教育の推進と健康な体を育む教育を推進します。

特色ある教育の推進では、小中一貫教育における連携の具体化や体験活動等地域学習を行うことで、郷土を愛する長南っ子を育成します。

また、時代の要請でもあるICT教育の関連では、ギガスクール構想を推進する中で、小学校及び中学校の全児童・生徒にタブレット端末を配布し、中学校パソコンルームの活用と併せ、情報教育の推進に取り組みます。

社会教育については、幅広い年齢層の皆様が生きがいと楽しさを求め、共に学び、共に楽しむ教室や講座を開催し、また時世に合わせたオンラインでの開催なども配慮してまいります。

青少年の健全育成では、自ら考え主体的に判断し行動できるよう、学校、家庭との連携強化を図り、様々な体験事業を実施し豊かな心の育成を支援いたします。

伝統文化の継承と振興では、本町が誇れる町内の歴史遺産、伝統文化の保護など、生涯学習や観光、学校教育との連携を併せ様々な分野での取組を進めてまいります。

社会体育においては、新年度より海洋センターに指定管理者制度の導入を行います。導入により、民間のノウハウによる効率的な運用やサービスの質向上が期待できると考えています。これにより皆様の生涯スポーツの振興が図られ、福祉や健康の増進及び青少年の健全育成に資するものと確信しております。

また、町スポーツ協会やスポーツ推進員と連携を図りながら、スポーツを通じた健康で明るい町づくりに努めてまいります。

最後に、「安心・安全に暮らせる町民との協働によるまち」では、災害に強い町づくりを推進するため、昨年来、長生管内の市町村と連携し、策定を進めている国土強靱化地域合同計画に基づき、大規模災害や局所的災害などに備え、町民の生命、身体、財産などの安心・安全を高めてまいります。

また、自主防災組織については体制の拡充に資するよう、活動補助金の増額を行い、地域防災力の向上を図ってまいります。

このほか、防災重点ため池に指定されたため池についても、ハザードマップを作成し、一層の防災力向上に努めてまいります。

河川の関係では、一昨年の災害のように気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、水、防災意識の再構築に取り組んでまいります。

協働の関係では、町民の皆様が主体的に企画実施する。地域おこしのための提案事業について支援を行い、それぞれの団体が目指す地域の課題解決、町づくりに寄与してまいりたいと考えております。

以上、令和3年度を迎えるに当たり、町政に関する私の姿勢を述べさせていただきました。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで施政方針は終わりました。

◎議案第1号～議案第26号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第7、議案第1号 諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第32、議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から議案第26号までの議案について、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は延滞金の計算方法について、地方税法に倣い条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第3号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は国の基準の一部改正に伴い、保育施設等との連携に関する特例を定めるため、それぞれの条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は国の基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の認定資格研修の機会の拡充を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第5号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は障害者総合支援法等に基づき、受給権者を明確化するため条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第6号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率を基準保険料月額5,400円とし、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、傷病手当金について条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第8号 長南町スポーツ施設の設置・管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、町スポーツ施設の指定管理者制度導入に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第9号 長南町公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、本案は町海洋センター所管のスポーツ施設について、民間のノウハウによる施設の有効活用を図るため、株式会社千葉ワコーを指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第10号 財産の無償貸付につき議決を求めることについてでございますが、本案は旧長南幼稚園の土地、建物について、株式会社ユニオン産業及びNPO法人竹もりの里に令和3年4月1日から5年間無償貸付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第11号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、本補正予算は事務事業の執行に係る精算と人件費の減額及び財政調整基金積立金の追加をするもので、歳入歳出それぞれに4億4,665万4,000円を追加し、予算の総額を59億2,497万7,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第12号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算は決算を見込む中で、歳入歳出それぞれに1,024万円を追加し、予算の総額を11億2,460万3,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第13号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算は決算を見込む中で、歳入歳出それぞれから2,519万5,000円を減額し、予算の総額を11億1,300万円にしようとするものでございます。

次に、議案第14号 令和2年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は決算を見込む中で、歳入歳出それぞれに836万1,000円を追加し、予算の総額を8,036万1,000円

にしようとするものでございます。

次に、議案第15号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は主に施設修繕料として、歳入歳出それぞれに70万円を追加し、予算の総額を2億2,435万1,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第16号 令和2年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は決算を見込む中で補正をしようとするものでございます。

次に、議案第17号 令和3年度長南町一般会計予算についてでございますが、本予算につきましては、先ほど施政方針で述べさせていただきましてとおりでございますが、これによりまして予算の総額を前年度に比較し4.8%、2億700万円増の44億9,800万円とするものでございます。

次に、議案第18号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本予算は予算の総額を前年度比0.8%、900万円増の11億1,600万円とするものでございます。

次に、議案第19号 令和3年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本予算は予算の総額を前年度比4.1%、530万円増の1億3,450万円とするものでございます。

次に、議案第20号 令和3年度長南町介護保険特別会計予算についてでございますが、本予算は第8期介護保険事業計画との整合性を図り、予算の総額を前年度比9.3%増の11億4,900万円とするものでございます。

次に、議案第21号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計予算についてでございますが、本予算は予算の総額を前年度比3.8%、270万円減の6,930万円とするものでございます。

次に、議案第22号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、本予算は前年度と比較し100万円、0.4%減の2億2,200万円とするものでございます。

次に、議案第23号 令和3年度長南町ガス事業会計予算についてでございますが、本予算は純利益を225万4,000円と見込み、白ガス管入替え工事費1億3,255万円を計上するものでございます。

次に、議案第24号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございますが、本案は教育長、小高憲二氏が本年3月31日をもって辞職することから、新たに糸井仁志氏を適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。糸井氏については、長生郡市内の小学校長をはじめ、長生郡市校長会長も務められるなど要職を歴任され、教育行政に卓越された識見をお持ちの方でございます。

なお、任期は残任期間の令和3年4月1日から同年9月30日まででございます。

小高憲二教育長におかれましては、平成27年10月1日から令和3年3月31日までの2期、5年6か月間にわたり本町の教育行政の進展にご尽力をいただきました。この場をお借りいたしまして深く感謝を申し上げます。次第でございます。

次に、議案第25号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、本案は現教育委員の中村尚子氏の任期が本年3月31日をもって満了となることから、新たに川口高広氏を適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

任期満了により退任されます中村尚子さんにおかれましては、平成21年4月1日から3期12年間、本町の教

育行政にご尽力をいただきました。この場をお借りいたしまして深く感謝を申し上げる次第でございます。

最後に、議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案は現人権擁護委員の富澤勝彦氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上が本定例会に提案しております26議案の概要でございます。詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第1号 諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号 諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書2ページをお開き願います。併せて内容の説明につきましては参考資料の1ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨でございますが、地方税法の一部が改正されたことに伴い、第4回定例議会におきまして、分担金、使用料、手数料等の諸収入、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び奨学資金貸付金に係る返済金に係る延滞金の特例基準割合の名称変更等、一括して規定を整備したところでございますが、本条例の延滞金につきまして地方税法に倣った計算方法への見直しを実施することに伴う規定の整備及び延滞金の減額または免除に関する規定を追加するため、条例の一部改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、第1条では題名に合わせた文言の整理を、第3条では延滞金の計算方法の見直しに伴う規定について、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間についての延滞金の割合を年7.3%とし、諸収入に係る徴収金額が2,000円未満の場合は延滞金はかからないとし、諸収入に係る徴収金額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるとし、算出した延滞金に100円未満の端数がある場合はその端数金額は切り捨てるとし、算出した延滞金が1,000円未満である場合はその金額を切り捨て、延滞金はかからないとする規定の整備を実施し、第4条では、延滞金の減額または免除規定の追加を、附則第3項では第3条で規定した年7.3%の割合に係る延滞金の割合の特例についての規定を追加するものでございます。

参考資料3ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条中「督促」を「督促及び」に、「徴収及び」を「徴収並びに」に、「施行」を「執行」に改め、第3条中、「納付義務者は」の次に「、」を加え、「に納期限」を「が2,000円以上であるときは、納期限」に改

め、「応じ」の次に「、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を、「14.6%」の次に「（当該の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）」を加え、「但し」を「ただし、」に改め、同条ただし書中「延滞金額」の次に「に100円未満の端数があるとき又はその金額」を加え、「10円」を「1,000円」に、「場合においてはこの限りでない。」を「ときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。」に改め、第4条を第5条とし、第3条の次に、「（延滞金の減額または免除）第4条 町長は、やむを得ない事情により必要があると認めるときは、前条の延滞金額を減額し、又は免除することができる。」を加え、附則第3項中、「14.6パーセントの割合」の次に「及び年7.3パーセントの割合」を、「年中においては、」の次に「年14.6パーセントの割合にあつては」を、「割合と」の次に「し、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と」を加えるものです。

議案書の2ページの附則になりますが、第1項で施行期日を令和3年4月1日からとするものでございます。

第2項の経過措置ですが、第3条、第4条及び附則第3項の改正後の規定につきましては、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第1号 諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明ではございますが、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開につきましては10時15分を予定しております。

(午前10時00分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

○議長（松野唱平君） 議案第2号から議案第6号までの内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

[福祉課長 仁茂田宏子君登壇]

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第2号から第6号につきましてのご説明を申し上げます。

初めに、議案第2号でございます。

お手元の議案書3ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

を次のように制定する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては、議案書4ページ、また、参考資料5ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

改正の趣旨でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴いまして、本条例におきましての一部改正をさせていただきます。

改正の内容といたしましては、第42条第4項第1号では、満3歳未満児が特定地域型保育所を卒園後に、児童を認可保育所に優先的に入所調整するなどして、引き続き、児童が教育保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とし、第2号では、連携施設の確保が著しく困難である場合にも、連携施設の確保を不要とすることができる特例を定める追加規定でございます。

施行期日は公布の日とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第2号の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号でございます。

お手元の議案書5ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては、議案書6ページ、また、参考資料8ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

改正の趣旨でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、本条例におきましての一部改正をさせていただきます。

改正の内容といたしましては、第6条第4項第1号では、家庭的保育所を卒園後に、児童を認可保育所に優先的に入所調整するなどして、引き続き、児童が教育保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とし、第2号では、連携施設の確保が著しく困難である場合にも、連携施設の確保を不要とすることができる特例を定める追加規定でございます。

第37条第4号では、保護者の疾病、あるいは身体や環境の理由により、家庭で養育することが困難な場合に、居宅訪問型保育を受けることができるとする追加規定でございます。

施行期日は公布の日とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第2号の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号でございます。

お手元の議案書7ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第4号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例の制定について。

長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては、議案書8ページ、また、参考資料12ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

改正の趣旨でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、本条例におきましての一部改正をさせていただくものでございます。

改正の内容といたしましては、第10条第3項におきまして、放課後児童支援員の認定資格研修の受講機会の拡充により、指定都市の長、または、中核市の長が研修を行った場合にも、放課後児童支援員の認定対象とする追加規定でございます。

施行期日は公布の日とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第4号の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号でございます。

お手元の議案書9ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては、議案書10ページ、また、参考資料14ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

改正の内容でございますが、第3条第1項第2号におきまして、社会保険の被保険者、もしくはその被扶養者であることを追加規定することで、受給権者を明確化させていただくものでございます。

第2項では、障害者総合支援法等に基づき、本町の援護者が他市町村の障害福祉施設などに入所することで、住所移転をした場合には本町の受給権者とし、また、本町の住民基本台帳に記録されていても、他市町村の援護者の場合は、受給権者としなるとする規定を追加させていただくものでございます。また、あわせて規定の整備をさせていただくものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第5号の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号でございます。

お手元の議案書11ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第6号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては、議案書12ページ、また、参考資料17ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

改正の内容でございますが、介護保険制度におきましては、令和3年度は、3年に一度の介護保険事業計画第8期の初年度でございます。

この第8期計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるような生活支援、また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加など、介護サービス事業は増大していく見込みであることから、第8期計画期間であります令和3年度から令和5年度までの介護保険料基準月額を5,400円とさせていただきます。また、第2条の保険料率を改正させていただくものでございます。また、あわせて、低所得者への減額保険料率を規定させていただくものでございます。

それでは、第2条の保険料率でございます。

恐れ入りますが、参考資料の20ページの所得段階別保険料額の表を併せてご覧いただきたいと存じます。

第1号では、第1段階者に対し、3万1,200円を3万2,400円に改め、第2号及び第3号では、第2段階者、第3段階者に対し、4万6,800円を4万8,600円に改め、第4号では、第4段階者に対し、5万6,160円を5万8,320円に改め、第6号では、第6段階者に対し、7万4,880円を7万7,760円に改め、第8号では、第8段階者に対し、9万3,600円を9万7,200円に改め、第9号では、第9段階者に対し、10万6,080円を11万1,600円に改めさせていただきます。

なお、参考資料20ページの右側の第8期になりますが、第7段階から第9段階の対象者欄のアンダーライン部分の合計所得金額の範囲におきましては、税制改正により、令和3年度からの個人所得課税の給与所得控除額及び公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられ、また、基礎控除額が10万円引き上げられます。

これにより、介護保険制度では、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令が1月22日に公布され、また、介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が2月17日に公布され、それぞれ4月1日から施行されることから、合計所得金額の範囲が改正となるものでございます。

戻りまして、議案書12ページの第2条の第2項、第3項及び第4項では、低所得者に対する減額保険料率を規定させていただくものでございます。

第2項では、第1段階者の生活保護受給者及び非課税世帯かつ合計所得金額が80万円以下のものにつきましては、3万2,400円を1万9,440円とし、第3項では、第2段階者のものにつきましては、4万8,600円を3万2,400円とし、第4項では、第3段階者の4万8,600円を4万5,300円とし、それぞれ軽減をさせていただきます。

また、第4条第3項におきましては、法律等の改正に合わせて、適用条文等を改正させていただいております。

施行期日は令和3年4月1日でございます。

なお、経過措置といたしまして、第2条の規定は、令和3年度の保険料から適用し、令和2年度以前の保険料は、従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第6号の内容の説明とさせていただきます。

以上、議案第2号から議案第6号までにつきましては、ご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い

い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第2号から議案第6号までの内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

〔健康保険課長 河野 勉君登壇〕

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書13ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書14ページ及び参考資料の21ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

まず、1の改正の趣旨でございますが、町独自の施策としまして、結核治療に対する費用の助成制度がございますが、結核対策は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の下での対応であり、支給実績等を踏まえる中での制度の見直しを、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたため、町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

次に、2の改正の内容でございます。

第9条についての規定についてでございます。

結核治療に対する助成の廃止を行います。こちらにつきましては、平成10年に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が制定され、平成18年に結核法が廃止をされたことにより、感染症法の第2類に結核が位置づけられました。その中で必要な費用の95%相当が県の負担となることや近年の結核患者数、支給実績を踏まえ、支給実績もないことから、結核に係る規定を削除し、助成のほうを廃止いたします。

続いて、附則第2条でございます。

こちらは、新型コロナウイルス感染症について、定義部分につきまして、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）」という内容に改正されたことによりまして、傷病手当に係る規定部分の内容を改正するものです。

施行の日は公布の日からとさせていただきます、改正後の長南町国民健康保険条例第9条の規定は、令和3年1月1日から適用するものです。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第7号の内容の説明は終わりました。

議案第8号及び議案第9号の内容の説明を求めます。

生涯学習課長、風間俊人君。

〔生涯学習課長 風間俊人君登壇〕

○生涯学習課長（風間俊人君） それでは、議案第8号 長南町スポーツ施設の設置・管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容をご説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

議案第8号 長南町スポーツ施設の設置・管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。長南町スポーツ施設の設置・管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、参考資料24ページをご覧ください。

参考資料、1、改正の趣旨でございますが、地方自治法及び地方公務員法の改正に伴う地方自治体の附属機関のあり方の再整理により制定された長南町附属機関設置条例との整合性を図ること、及び町スポーツ施設の指定管理者導入への対応を図るための一部改正でございます。

2の改正の内容でございますが、第4条第2項に所掌事務の規定を、第5条第1項に教育委員会が委員を委嘱する旨の規定を追加し、第14条の次に、指定管理者制度に係る規定を第15条として追加し、現行の第15条を第16条に繰り下げます。

それでは、議案書16ページ及び参考資料25ページの新旧対照表を併せてご覧ください。

まず、第4条中、「施設」を「スポーツ施設」に改め、同条に2項として、「審議会は、教育委員会の諮問に応じ、町民へのスポーツの推進及びスポーツ施設の管理運営に関する重要事項を審議し、答申する。」を加えます。

次に、第5条の見出しを「（委員）」に改め、同条第1項中「、8人以内とする。」を「8人以内とし、委員は、教育委員会が委嘱する。」に改めます。

次に、指定管理者制度に係る規定として、現行第14条の次に、見出しを「（指定管理者による管理）」として、第15条を加えます。

まず、第1項で、「教育委員会は、スポーツ施設の管理を長南町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の定めるところにより教育委員会が指定するものに行わせることができる。」とし、第2項では、指定管理者が行う業務について規定します。

第3項では、指定管理者が法令、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに教育委員会の指示に従って、スポーツ施設の管理を行うことを規定し、第4項では、指定管理者に管理を行わせる場合において、第3条、第7条、第9条、第12条中にある「長南町教育委員会」または「教育委員会」を「指定管理者」と読み替えることを規定します。

なお、新たに第15条を追加することに伴い、現行の第15条を第16条に繰り下げます。

最後に、附則第1項、施行期日として、令和3年4月1日とすること。

第2項、経過措置として、「指定管理者にスポーツ施設の管理を行わせるときは、スポーツ施設の指定管理者の指定の期間の始期の前日までに長南町スポーツ施設の設置管・理及び運営に関する条例の規定により教育委員会がした許可その他の行為又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為は、この条例による改正後

の長南町スポーツ施設の設置・管理及び運営に関する条例の規定により当該指定管理者がした許可その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。」といたします。

議案第8号については、以上でございます。

続きまして、議案第9号 長南町公の施設の指定管理者の指定についての内容をご説明申し上げます。

議案書18ページをお開きください。

議案第9号 長南町公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり長南町公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

1、指定する団体。千葉県長生郡睦沢町下之郷1897、株式会社千葉ワコー、代表取締役、小高 勇。

2、対象の施設。長南町スポーツ施設の設置・管理及び運営に関する条例第2条に定める施設のうち、美原台テニス場除く6施設。

3、指定期間。令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

それでは、参考資料の28ページをご覧ください。

初めに、1、指定管理者制度の概要でございます。

制度導入の目的は、指定管理者制度は自治体の業務のうち、「民間で実施可能なものは民間へ」という制度であり、民間のノウハウによって、公の施設の有効活用が図れるだけでなく、限られた職員を効果的に配置することが可能となり、町行政全体としてのサービス向上も期待されるというものでございます。

(2) 指定管理者が行う業務としては、ここに掲げました①から⑧までの8項目が主なものでございます。

(3) 施設の使用料について。町海洋センターにおいては、施設利用者から収受した料金を指定管理者の収入とする利用料金制は採用しない予定ですので、指定管理者が収受した料金は、使用料として町会計に収納することといたします。

(4) 協定について。指定管理者の業務の委任は行政処分であり、ご可決いただいた場合は、指定期間の開始前に、教育委員会と指定管理者の間で協定を締結することとなります。

協定は、施設の管理について指定期間全体にわたって必要な事項を定めるもので、指定当初に結ぶ基本協定と、当該年度の指定管理料を定めるもので、年度ごとに結ぶ年度協定の2つでございます。

(5) 指定管理料について。指定管理料は年度ごとに町教育委員会と指定管理者の協議により決定することとします。なお、指定管理料は、指定期間中複数年度にわたり、委託料として支出が見込まれる性格のものであるので、第7号補正で債務行為負担の設定をお願いすることとなります。

(6) 事業報告でございますが、年度終了の60日以内に事業報告書を作成して、教育委員会に提出することといたします。

次に、参考資料の29ページをご覧ください。

昨年12月23日開催の第12回教育委員会定例会で、募集要項の内容について承認をいただき、12月24日から令和3年1月14日まで公募をいたしました。

公募は町ホームページによって行い、申請書類の提出は、海洋センターへの直接持参といたしました。

公募の結果、1月13日に株式会社千葉ワコー、1月14日にグループ応募として長南町海洋センター共同企業体の申請書類を受理いたしました。

長南町海洋センター共同企業体の構成団体についてですが、代表団体は、一般社団法人地域活性化協会、そのほか、株式会社LIBERDADE、株式会社グラケンの3法人でございます。

以上、2団体については、令和3年1月19日開催の指定管理者選定委員会会議において、申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングが行われ、その後、委員による採点審査が行われました。

採点結果については、1月25日開催の令和3年第1回教育委員会定例会において審議され、その結果、株式会社千葉ワコーを指定管理者候補として選定することが承認されました。

続いて、参考資料の30ページをご覧ください。

こちらは申請書類からの抜粋となります。上段は指定管理者の指定を受けた場合の管理体制組織図でございます。下段のグループ応募の長南町海洋センター共同企業体については、このような役割分担による管理運営という提案でございました。その下の段は、指定管理料についての両団体の提案額を一覧としたものです。

続いて、参考資料の31ページをご覧ください。

ここから33ページまでは、指定管理者候補に選定された千葉ワコーの申請書類から、事業計画書の要旨について掲載しております。要旨ではございますが、内容はボリュームがかなりございますので、この場での詳細な説明は省略とさせていただきます。

全体的に、基本業務を忠実に実施することに主眼を置いたオーソドックスな計画書であったという印象を受けました。

なお、選定されなかった団体につきましては、内容の公開によって、構成団体が今後同種の応募をする場合に影響を及ぼすおそれも考えられますので、非公開とさせていただきます。

続いて、参考資料の34ページをご覧ください。

本件に係る選定委員会につきましては、長南町公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、令和2年12月25日付で、本表のと通りの委員の委嘱を行いました。

続いて、参考資料の35ページをご覧ください。

選定委員による採点についてご説明を申し上げます。

手法としましては、プロポーザル方式と類似しておりますので、そのようなイメージで捉えていただいて差し支えございません。

上段の表中の(1)から(4)を基本項目とした採点表を各委員に配付し、申請書類及びプレゼンテーションについての採点をお願いしました。

採点表は、(1)から(4)の各基本項目をさらに20の小項目に細分化し、各項目を1から5の5段階評価で採点しました。

なお、(4)その他、この内容でございますが、個人情報取り扱い、現金の取扱い、地域振興への寄与、町との連絡体制という小項目から構成されております。

点数は5が最高値で、1が最低値、標準値は3でございます。

各委員の採点が終わり次第、項目別に各委員の採点結果の平均値を算出し、その合計値であります全体平均

点を総合評価点としました。その結果は、千葉ワコーが3.515、海洋センター共同事業体が2.914ということでございました。共同事業体のほうは、3までごく僅かに届かなかったという結果でございます。

最後に、指定管理者候補選定の理由でございますが、35ページ下段がその要旨となります。

株式会社千葉ワコー、各項目とも平均点が基準点となる3以上であり、特に「(2)施設の管理を安定して行う物理的能力及び人的能力を有するものであること」が3.714と極めて評価が高かった。

万一事故が発生した場合、重大事故につながる可能性が高いプール管理運営には、特に確かな知識と豊富な経験が必要とされる。そういう点で、代表者に海洋センターに長く勤務した実績があり、会社としてもプール監視業務に携わっている同社の信頼度が評価されたということでございます。

施設の性格を踏まえて、最も重視されるべき要素は何かと考えた場合、やはり経験実績に担保された安全性であると考えます。自主事業等は指定管理者として経験を積む中で、ステップアップさせていくこともできます。しかし、スポーツ施設の管理運営において、安全性は当初より高いレベルで求められます。そうした点で、同社は安全や衛生面を十分に配慮した信頼度の高い施設運営が望めるとして、その選定については、適正な結果であったと考えます。

一方、共同事業体のほうは、事業計画書の内容としては好印象を持てる部分も多々ございましたが、やはり中心となる代表団体が申請時において、設立から1か月を経過していないなど、実力をはかり難い部分がありました。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第8号及び議案第9号の説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第8号から議案第9号までの内容の説明は終わりました。

議案第10号の内容の説明を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

〔企画政策課長 田中英司君登壇〕

○企画政策課長（田中英司君） それでは議案第10号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書19ページをお開きください。

議案第10号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

最初に、旧長南幼稚園の利活用に関する今までの経緯などについて、若干触れさせていただきたいと存じます。

議案書の19ページ、20ページ並びに参考資料の36ページ及び37ページも併せてご覧いただきたいと思います。

旧長南幼稚園の活用に関しては、株式会社ユニオン産業が昨年当初より事業用地の移転を考へて候補地を探しているところ、今まで事業用原材料である竹木の取引のあった特定非営利法人活動法人、いわゆるNPO法人の竹もりの里様との紹介でタイミングよくこの場所をパンフレット等で閲覧していただき、町への進出に関

しまして興味、関心を強く持ったところでございます。それが契機となりまして、昨年9月にご提案をいただきました。

今回は旧長南幼稚園に2者合同による企業進出を受ける形で、空き公共施設となる旧長南幼稚園の活用提案となります。

それでは次に、株式会社ユニオン産業様の会社概要とNPO法人竹もりの里様の法人概要及び提案内容のご説明をいたします。

1社目の株式会社ユニオン産業は、昭和35年2月に設立、住所は神奈川県川崎市中原区、創業来60年目を迎え、資本金1,000万円、従業員数30人の中堅企業でございます。

内容といたしましては、この会社の強みとなります竹や麦の皮などの植物由来で廃棄するものを配合し、いわゆる自然界にある天然素材を環境に優しく、植物の抗菌性を生かせる原材料を基本に、UNIPELEなる特許商品を自社で独自開発し、そこからプラスチック製品となる食器、お弁当箱、カップ、お箸、食品トレイなど日用グッズやキッチングッズなどの多種商品開発に成功し、事業展開をしております。都内の有名デパート等に商品を販売をしておるといった状況でございます。

次に、2社目のNPO法人竹もりの里は、平成22年9月に設立、創業来10年目を迎え、住所は長南町本台、組織の構成員数は8名でございます。現在会員数は正会員17名、サポーター会員24名でございます。

この法人の目的は、地域住民及び地域の活性化に関わる団体として、地域の里山再生に関する事業を行い、低炭素社会実現を目指すとともに、自然環境に生かした産業と文化をよみがえらせ、地域発展に寄与することを目的としております。

NPO法人ということで、特定非営利活動に係る主な事業として、里山再生支援事業、里山資源の有効活用を図るために必要な事業を行っております。

この2者の相関関係は、長南町の豊かな地域資源である里山に植生する竹、長年放置された竹林を整備しながらこの竹林の原材料の提供をNPO法人が受け、それを製造業者である株式会社ユニオン産業へ納入をすることで、この相乗効果による森林資源、里山風景の管理、維持保全を活用するというすばらしい協働の図式が成り立つ内容となります。

次に、今日まで進めてきた経緯でございます。

昨年9月以降の提案内容につきまして、町執行部局といたしましては、内部協議をしっかりと重ねた上で、長南町の将来に向け活性化が期待できる活用方法であると考え、昨年9月29日に空き公共施設跡地活用検討委員会を開催し、委員の皆様からご意見をお伺いしました。

検討委員会では特段の反対意見はなく、町の地域活性化につながるなど、おおむね肯定的なご意見をいただきました。

その後、委員長から町長部局へ基準を満たしているとの検討結果報告書を10月16日付で頂いたところでございます。

昨年12月9日及び年明けの1月19日の両日にわたり、議会全員協議会でご説明をさせていただき、その後、2月7日日曜日に住民説明会を開催し、特に反対意見などはなく、活用案におおむねご理解をいただきました。

また、現在コロナ禍の中の状況、緊急事態宣言発令中であることを鑑み、住民説明会は1回のみ開催とさ

せていただきましたが、2月1日から2月14日までパブリックコメントも実施しましたが、特にご意見等もございませんでした。

さらに、住民説明会の翌日2月8日には、まちづくり委員会も開催し、内容についてはご理解、ご了承を終えております。

そこで今回、財産の貸付けにつき、議会の議決を求めることについての議案をお願いするものでございます。

地方自治法には、議決事件として、第96条第1項第6号に、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないとあり、その6号には、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」と明記されております。この条文を根拠条文として議会に提出するものでございます。

次に無償貸付けとする理由につきまして、大きく5点ほど掲げられます。

参考資料の37ページをご覧くださいと存じます。

1点目といたしまして、企業進出による地域雇用の創出につながり、従業員など、当初2名からの社員が採用となる点などが掲げられ、住民税など税収効果にも貢献するメリットがございます。

2点目といたしまして、旧長南幼稚園の恒常的な維持管理の削減となり、削減額は年間約48万円となります。町の財政負担が軽減、圧縮することとなる点でございます。

3点目といたしまして、竹林公害を解消し、高齢者、竹林所有者に働く意欲をもたらす、ひいては、健康長寿にもつながり、里山資源の整備などの有効活用に貢献し、相乗効果が大きく期待できることです。

4点目といたしまして、プロモーションによるふるさと納税品のメニューにも協力してくれて、地域特産品の宣伝、PRやワークショップのショールームの開設、商品開発につながることでございます。

5点目のその他といたしましては、災害時の避難、主催場所の協力、地域交流イベント時の協力、竹林の普及活動、竹細工の教室や竹灯りのワークショップなどによる地域活性化などの相乗効果が非常に期待できる点などが挙げられます。

以上、大きく5つとする理由から、無償による貸付けをお願いするものでございます。

それでは、議案書の20ページをご覧くださいと思います。

1、無償貸付する財産の種類として、土地、建物及び建物の附属物とするものでございます。

2、無償貸付する財産の所在等でございますが、土地につきましては一覧表にお示ししてございまして、場所は大字長南、小字東谷の3筆となっております。現況の合計面積は7,075.07平米となるものでございます。

建物につきましては、園舎、鉄筋コンクリート造、延べ床面積、623平米。倉庫、木造、延べ床面積、33.12平方メートルでございます。

建物の附属物として、建物に附属する電気設備、給水設備及びその他の設備でございます。

3点目の無償貸付けする相手方につきましては、2法人でございます。

1社目は、所在地、神奈川県川崎市中原区井田杉山町2番3号、名称は株式会社ユニオン産業、代表者は、代表取締役社長、森川眞彦氏でございます。

次の法人は所在地、千葉県長生郡長南町本台658番地1、名称は特定非営利活動法人竹もりの里、代表者は理事長、鹿島與一氏でございます。

4点目の無償貸付の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで、議案第10号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開につきましては、11時20分を予定しております。

(午前11時08分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時21分)

○議長（松野唱平君） 議案第11号の内容の説明求めます。

財政課長、今井隆幸君。

[財政課長 今井隆幸君登壇]

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第11号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第7号）の内容の説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、全般を通して事務事業の精算及び人件費の減額補正並びに財政調整基金への積立てが主なものとなっております。

議案書の21ページをお開きください。

議案第11号 令和2年度長南町一般会計補正予算について。

令和2年度長南町一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開きください。

令和2年度長南町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,665万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億2,497万7,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、継続費の補正でございます。

継続費の変更は、第2表、継続費補正によるものでございます。

第3条、繰越明許費でございます。

地方自治法の規定により、翌年度に繰越して使用できる経費は、第3表、繰越明許費によるものでございます。

第4条、債務負担行為でございます。

地方自治法の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第4表、債務負担行為によるものでございます。

第5条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第5表、地方債補正によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、庁舎建設工事実施設計業務について、執行に伴い330万円の減額でございます。

7ページになりますが、第3表、繰越明許費でございます。2款総務費、1項総務管理費の旧豊栄小学校土砂撤去事業は、隣接する他工事との調整に時間を要し、年度内の工事が困難となり繰越しをお願いするものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、地籍調査事業は県負担金の追加交付に伴い、令和3年度に予定していた事業を前倒しして実施することから、繰越しをお願いするものでございます。

2項道路橋梁費の各事業につきましては、用地交渉等に不測の日数を要したため、繰越しをお願いするものでございます。

8ページをお願いします。

第4表、債務負担行為でございます。

B & G海洋センター指定管理委託料について、令和3年度から令和5年度までの期間において、限度額9,365万4,000円を設定するものでございます。

9ページになりますが、第5表、地方債補正でございます。変更でございますが、公共施設等適正管理推進事業では、庁舎建設に係る地質調査及び実施設計業務の執行に伴い30万円の減額を、過疎対策事業では、2,250万円増の7,330万円ですが、内容につきましては、町道千田20号線道路改良工事で1,220万円を、町道小沢5号線、中原4号線、須田9号線の舗装新設工事で1,030万円をそれぞれ追加し、借入額5,080万円を7,330万円にするものでございます。

借入額の合計といたしましては2,220万円を追加し、6,990万円を9,210万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明をいたします。

誠に恐縮ではございますが、事業の精算と人件費の精算の補正については、説明を省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。

1款議会費は636万円の減額を、2款総務費は4,395万8,000円の減額でございます。

1項総務管理費は3,722万7,000円の減額となります。

1目一般管理費でございますが、20ページになりますが、18節の通知カード・個人番号カード関連事務の委託に係る交付金は、全額国庫補助金となっております。

5目財産管理費は、14節工事請負費で、旧豊栄小学校防水改修工事におきまして、県の都合により立地企業補助金の交付が令和3年度となったことから、650万円を減額し令和3年度予算に計上してございます。冷温水発生機修繕工事については、庁舎本館用の空調設備で、2基のうち1基は不動であり、もう1基も修繕を要

することから、113万8,000円をお願いするものでございます。

特定財源につきましては、県支出金立地企業補助金572万1,000円の減、その他特定財源につきましては、旧豊栄小学校において実施しましたバス装置高圧ケーブル更新工事に係る2分の1相当の企業負担金94万1,000円でございます。

6目企画費では、18節負担金補助及び交付金で、21ページになりますが、県実施主体の路線バス利用実態調査事業が新型コロナウイルスの影響により実施されなかったことから、負担金150万円を減額し令和3年度予算に計上するものでございます。

8目地域振興費では、コロナにより中止となりました長南フェスティバルに係る経費等の減額をするものでございます。

10目無線共聴施設管理事業費では、坂本地先のグリーンライン整備工事に伴う電柱移設補償費の本目財源更正でございます。

その他特定財源につきましては、県費の地デジ無線共聴施設移転補償費でございます。

22ページをお願いいたします。

12目過疎対策費では、デマンドタクシー利用者の増加などに伴い、12節委託料では新公共交通システム運行業務委託料114万7,000円を追加するものでございます。

15目庁舎建設事業費では、地質調査業務委託の執行に伴い27万5,000円の減額及び23ページになりますが、庁舎建設に伴う隣接する野球場のり面改修工事实施設設計業務委託料として、50万円をお願いするものでございます。

特定財源につきましては、地方債で市町村役場機能緊急保全事業で30万円の減額を、その他財源といたしましては、公共施設等整備基金の繰入金でございます。

2項徴税费、2目賦課徴収費では、画地計測及び土地経年変化修正委託料で、地籍調査に伴う修正筆数の増加により、110万8,000円の追加をお願いするものでございます。

24ページをお願いいたします。

3款民生費は2,965万9,000円の減額でございます。

1項社会福祉費でございますが1,676万1,000円の減額となります。

1目社会福祉総務費ですが、社会福祉総務費の中で行う事業の多くは、国・県の補助対象になっておりますので、事業の精算により減になる補助金、事業追加により増額となる事業もございます。

特定財源でございますが、国・県支出金は3万1,000円の減額となり、その他の特定財源につきましては、福祉振興基金等1,044万2,000円の減額をするものでございます。

26ページをお願いいたします。

5目社会福祉施設費では、18節負担金補助及び交付金で、地引集会所のプロパンガスから町ガスへの入替え工事に伴う補助金3万1,000円を追加するものでございます。

2項児童福祉費でございますが、決算見込額の精査により741万3,000円の減額でございます。

1目児童福祉総務費、12節委託料では、児童クラブ設置育成事業等で、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校休校により、児童クラブ開所に伴う委託料等109万4,000円を追加するものでございます。

特定財源につきましては、国庫支出金子ども・子育て支援交付金24万9,000円及び県支出金子ども・子育て支援補助金24万9,000円、合わせまして49万8,000円を充てさせていただくものでございます。

22節償還金利子及び割引料では、子育てのための施設等利用給付金及び子どものための教育・保育給付交付金について、国庫交付金県費負担金の返還金でございます。

27ページになりますが、3項災害救助費では548万5,000円の減額でございます。応急修理委託料では、住宅の半壊、準半壊の修理、実績見込みによるものでございます。

特定財源につきましては、災害救助費県負担金でございます。

4款衛生費は、3,674万8,000円の減額でございます。

1項保健衛生費でございますが、3,564万5,000円の減額となります。

18節負担金補助及び交付金では、広域市町村圏組合火葬場・斎場事業会計負担金及び保健衛生費負担金について、広域市町村圏組合の決算見込みから161万8,000円を追加するものでございます。

29ページをお願いいたします。

2項清掃費では110万3,000円の減額でございます。

1目塵芥処理費で、広域市町村圏組合からの決算見込みから、衛生費負担金について110万3,000円を減額するものでございます。

5款農林水産業費は、2,889万1,000円の減額でございます。

1項農業費、30ページをお願いいたします。

3目農業振興費は精算による減額となっております。

特定財源の国・県支出金は、農地中間管理事業に係る補助金及び鳥獣被害防止総合対策交付金に係る国の補助金等ございまして、その他特定財源につきましては地域農業推進基金繰入金でございます。

31ページになりますが、6款1項商工費は294万7,000円の減額でございます。

主な減額の要因といたしましては、1目商工業振興費では、18節負担金補助及び交付金で、長南フェスティバル抽せん中止に伴う商工業振興補助金の減額でございます。

2目観光費では、32ページになりますが、18節負担金補助及び交付金で、ぐるっと長南花めぐり及び花火大会等の中止に伴う町観光協会補助金の減額でございます。

7款土木費は、1億8,640万8,000円の追加でございます。

1項土木管理費は、2億943万6,000円の追加となります。

2目地籍調査費では、交付額の決定によりまして2億1,358万円を追加するものでございます。これにより令和3年度予定分を前倒しして実施するため、繰越しをさせていただくものでございます。

2項道路橋梁費は、2,243万1,000円の減額でございます。社会資本整備総合交付金、道路事業であります道路修繕事業、道路改良事業、橋梁修繕事業の交付額決定に伴い減額となっております。

33ページになりますが、3目道路新設改良費の特定財源、地方債につきましては、町道千田20号線の単独道路改良工事として1,220万円を、町道小沢5号線ほか2路線の舗装新設工事として1,030万円を合わせまして、2,250万円を充てさせていただくものでございます。

34ページをお願いいたします。

8款消防費は、105万4,000円の減額でございます。広域市町村圏組合からの決算見込みにより、各負担金の補正を行うものでございます。

35ページになりますが、9款教育費は、精算により4,385万7,000円の減額でございます。

37ページをお願いいたします。

3項中学校費では、63万3,000円の追加でございます。

1目学校管理費、10節需用費で、尚武館漏電ブレーカー修繕及び浄化槽流量調整ポンプ、汚水槽汚水ポンプ取替え修繕等64万6,000円を、また新型コロナウイルス感染症対策のため、換気によるエアコンの運転増に伴う電気料として80万円を、合わせまして144万6,000円を追加するものでございます。

4項社会教育費では、331万4,000円の減額でございます。

38ページになりますが、2目公民館費、10節需用費で、消防設備非常灯修繕及びカーペット張替え修繕等、47万3,000円を追加するものでございます。

39ページになりますが、11款公債費は、51万3,000円の減額でございます。額の確定により補正を行うものでございます。

その他特定財源999万5,000円の減額については、減債基金繰入金1,000万円の減額と預金利子5,000円でございます。

12款諸支出金、2項基金費は4億5,423万3,000円の追加でございます。各基金への積立てを行うものでございます。

1目財政調整基金費につきましては、4億5,278万9,000円を追加するものでございます。積立てにつきましては、前年度からの繰越金額の約2分の1及び最終補正の余剰金を積立てするものでございます。その他特定財源838万1,000円は、一般寄附金、ふるさと納税寄附金等でございます。過疎地域自立促進特別事業基金、ほかの基金にはそれぞれの基金から発生した利子を、9目森林環境譲与税基金については、額の確定により積立てをするものでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

2款地方譲与税、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金、9款環境性能割交付金は、国・県からの財政情報に基づき、それぞれ補正を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。

10款地方特例交付金は交付額を、11款地方交付税は決定した交付額の全額を計上いたしました。

13款分担金及び負担金から15款国庫支出金、15ページになりますが、16款県支出金、17款財産収入、18款寄附金、19款繰入金、20款繰越金、21款諸収入、22款町債、23款自動車取得税交付金の特定財源については、一部でございますが、歳出で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

20款繰越金は、前年度からの繰越金の全額を計上させていただきます。

なお、人件費の補正につきましては、41ページ以降に、継続費の補正に係る調書は46ページに、債務負担行為に係る調書は47ページに、地方債の補正に係る調書は48ページにそれぞれ明細を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、議案第11号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第7号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜り、ご決定、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第11号の内容の説明は終わりました。

議案第12号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉。

〔健康保険課長 河野 勉君登壇〕

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、議案第12号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の22ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第12号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和2年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,024万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,460万3,000円とさせていただきますものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが、7ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、11万円の減額をお願いするものでございます。

こちらは人事院勧告による人件費11万円の減額でございます。また、オンライン資格管理システム制度への国の財政支援につきまして、予算編成時、国からの情報が不透明であったため、当初予算に国補助分として見込んでいなかったものが、国の国庫補助事業で財政支援するとの通知により、61万円を財源更正をしております。

次に、2項1目賦課徴収費を財源更正するものでございます。歳入の災害臨時特例補助金の充当として、57万7,000円を一般財源から特定財源の国庫支出金へ財源更正しております。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費では、財源更正をお願いするものでございます。

新型コロナウイルスの影響による医療機関の受診控えにより、保険給付費が昨年ほど伸びていない関係で、1,818万9,000円を減額するもので、特定財源の国・県支出金は県支出金の普通交付金であり、一般財源は繰越金でございます。

1項2目退職被保険者等療養給付費では、月遅れで審査期間にレセプトを提出したことにより、退職分の療養給付費の給付が生じたため、13万8,000円を追加するものでございます。

2項3目一般被保険者高額介護合算療養費では、新規の対象者が増えたことにより、一般分の高額介護合算療養費の給付が伸びたため、1,000円を追加するものでございます。

4項1目出産育児一時金では、出産数の減により210万円の減額をお願いするものでございます。

次の8ページをお開きいただきたいと存じます。

3款国民健康保険事業納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分では、財源更正をお願いするものでございます。歳入の基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分につきまして、158万円の増額があったため充当として、一般財源から特定財源のその他財源へ財源更正しております。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では、768万9,000円の減額をお願いするものでございます。新型コロナウイルスの影響によりまして、特定健康診査の受診者の減少及び、当初見込んでおりました特定保健指導事業が実施できなかったことによる委託料の減等によるものでございます。

6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金では、前年度繰越金2,000万円を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、6ページにお戻りいただきたいと存じます。

2款国庫支出金、1項1目事業費補助金61万円につきましては、歳出で説明したとおりです。

2目災害臨時特例補助金につきましては、新規に科目を追加しております。これは、新型コロナウイルスの影響により、収入が著しく減少した被保険者への国の財政支援でございまして、57万7,000円を追加しております。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、新型コロナウイルスの影響による医療機関の受診控えによりまして、保険給付費が伸びていない関係で、1,805万1,000円を減額するものです。

1目保険給付費等交付金の特別交付金につきましては、歳出の保健事業費の特定健康診査等事業費を減額している関係で、768万9,000円を減額しております。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、1節の保険税軽減分を46万7,000円増額、これは軽減対象世帯が見込みより増であったことによるものです。

2節保険者支援分74万8,000円の増額につきましては、軽減該当の被保険者数が増えたことにより1人当たり平均保険税額が増額になったことによるものでございます。

3節職員給与費等繰入金につきましては、人事院勧告により給与費11万円の減額でございます。

4節助産費等繰入金140万円の減額につきましても、出産数の減によるものです。

5節財政安定化支援事業繰入金36万5,000円の増額につきましては、年齢構成差による給付費の増嵩を算定する際の計数等の上昇によるものでございます。

6款繰越金では、前年度決算に基づき3,472万3,000円の増額をお願いするものです。

なお、9ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第12号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容とさせていただきます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第12号の内容の説明は終わりました。

議案第13号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第13号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の23ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第13号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険特別会計補正予算の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和2年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,519万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,300万円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、8ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、事業計画策定業務委託料及びシステム改修委託料の精算、また、人件費など629万円の減額をお願いするものでございます。

2款保険給付費につきましては、給付費の決算額を見込む中で、2,072万9,000円の減額をお願いするものでございます。

1項介護サービス等諸費では、要介護1から5の認定者のサービス給付費でございまして、9ページの1目居宅介護サービス給付費では、訪問介護などのサービス給付費として、437万2,000円の追加をお願いするものでございます。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援1及び2の認定者のサービス給付費の減によるものでございまして、また、給付費の負担割合の変更に合わせて、財源更正をさせていただくものでございます。

11ページになりますが、3款基金積立金につきましては、財産収入として基金から生じた利子7,000円を基金に積み立てるものでございます。

4款地域支援事業費につきましては、決算を見込む中で532万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次のページの12ページになりますが、1項3目一般介護予防事業費、12節委託料378万7,000円につきましては、介護施設内におきまして介護予防教室を行ってございましたが、コロナ禍によって中止となり、減額をさせていただくものでございます。

3項任意事業費の13ページになりますが、2目家族介護支援事業費、18節負担金補助及び交付金では、在宅介護の支援事業費として、30万円の追加をお願いするものでございます。

5 款諸支出金、1 項 3 目償還金644万円につきましては、令和元年度において国・県から超過交付されました介護給付費等の返還金でございます、財源は令和元年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、6 ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、70 万円の増額をお願いするものでございます。

3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金、また、8 款繰入金の 1 項一般会計繰入金の減額につきましては、歳出の減額に伴いまして、それぞれの負担割合区分に基づき減額をお願いするものでございます。

また、8 款繰入金のうち、7 ページになりますが、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金につきましては、財政調整交付金の交付割合が見込額よりも低いことから、73 万 4,000 円の追加をお願いするものでございます。

9 款繰越金では、前年度の決算に基づき644万円を増額するものでございます。

なお、14 ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第13号 令和 2 年度長南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の内容とさせていただきます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第13号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開につきましては、午後 1 時を予定しております。

(午前 11 時 57 分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 00 分)

○議長（松野唱平君） 議案第14号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

[建設環境課長 唐鎌伸康君登壇]

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、議案第14号 令和 2 年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書24ページをお願いいたします。

議案第14号 令和 2 年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算について。

令和 2 年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 2 日提出、長南町長、平野貞夫。

恐れ入りますが、別冊の長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）の 1 ページをお開きください。

令和 2 年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ836万1,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,036万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳入から説明させていただきますので、6ページをお開きください。

1款1項事業収入では、普通墓所の販売と比べ、芝生墓所の販売が当初の見込みより好調であったことから、1目墓所使用料で128万4,000円を、2項工事負担金で105万5,000円をおのおの追加し、コロナ禍の影響によりまして斎場等の施設使用料が減少したことから、4目施設使用料では103万5,000円の減額を、また、5款繰越金では、昨年度の繰越金といたしまして732万7,000円の追加をお願いするものでございます。

歳入合計といたしましては、836万1,000円を追加するものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。

1款1項霊園総務費では、人件費に係る期末手当の改定に伴いまして、3節職員手当等で10万円、4節共済費では12万9,000円の減額を、24節積立金では繰越金などの積立てといたしまして880万円を追加するものです。

なお、これによりまして、財政調整基金の年度末の残高は3,508万1,000円となる見込みです。

26節公課費では、精算見込みによりまして21万円を減額させていただくものです。

以上、歳出合計といたしましては836万1,000円の追加となりまして、歳入歳出の総額はそれぞれ8,036万1,000円とさせていただきます。

なお、8ページ以降につきましては給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第14号 令和2年長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第14号の内容の説明は終わりました。

議案第15号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

〔産業振興課長 石川和良君登壇〕

○産業振興課長（石川和良君） それでは、議案第15号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の25ページをお開きください。

議案第15号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の農業集落排水事業補正予算（第2号）の1ページをご覧いただきたいと存じます。

令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,435万1,000円とさせていただきます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出よりご説明させていただきますので、7ページ目をご覧くださいと存じます。

1款1項1目一般管理費におきましては、人件費の追加でございます。

2款1項1目施設管理費、10節需用費、60万8,000円の追加をさせていただくものでございます。この内容は修繕料でございます、給田地区の中継ポンプ施設において、経年劣化によるポンプの交換に係る費用の追加をお願いするものでございます。

次に、14節工事請負費8万9,000円の追加をさせていただくものでございます。この内容は、県道南総一宮線舗装修繕工事、地引地先に伴いマンホールのかさ上げが必要となったことにより、追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、6ページをご覧くださいと存じます。

5款1項1目1節では、繰越金70万円の追加をお願いするものです。

なお、8ページ以降は給与費明細書等でございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第15号 令和2年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第15号の内容の説明を終わりました。

議案第16号の内容の説明を求めます。

ガス課長、今関裕司君。

〔ガス課長 今関裕司君登壇〕

○ガス課長（今関裕司君） それでは、議案第16号 令和2年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の26ページをお願いいたします。

議案第16号 令和2年度長南町ガス事業会計補正予算について。

令和2年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

補正予算書は別冊となっております。まず、1ページ目をお願いいたします。

令和2年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）第1条では、次に定めるところによらせていただきます。

第2条では、業務の予定量を次のとおり改めるものでございます。

第1号、供給戸数は4,601戸、当初と比較いたしまして6戸減でございます。

第2号、年間供給量は849万2,000立方メートル、当初と比較して12万立方メートル減でございます。

第3号、1日の平均供給量を2万3,265立方メートルといたします。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。第1款ガス事業収益、補正額1,088万7,000円減の7億487万円とさせていただくものでございます。個々の内容につきましては、補正予算実施計画で説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用、補正額967万9,000円減の6億9,564万円とさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の不足額の補填財源を改めさせていただきます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,323万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,893万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,937万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,492万2,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第1款資本的収入、補正額2,000万円減の3,411万4,000円とさせていただきます。

第1項企業債では、令和元年度の決算により過年度分損益勘定留保資金が発生したことに伴い減額をするものでございます。

支出では、第1款資本的支出、補正額947万9,000円減の2億1,734万7,000円とさせていただきます。

第1項建設改良費で、白ガス管入替え工事の精算に伴う減額をするものでございます。

第5条では、給与費を改めるものでございます。職員給与費、補正額854万2,000円を減額し、4,621万6,000円とさせていただきます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

令和2年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入でございますが、1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上では1,035万2,000円減の6億7,805万5,000円で、コロナウイルスによる販売量の減少によるものでございます。

2項営業雑収入、2目その他営業雑収益では、ガス漏れ警報機の販売量増によるものでございます。

第3項営業外収収益、2目長期前受金戻入では、前年度の固定資産除去に伴う減でございます。

次に、収益的支出でございますが、1款ガス事業費用、1項売上原価、1目ガス売上原価では、補正額517万8,000円、1.4%減の3億7,378万4,000円でございます。原ガス購入で販売量減によるものでございます。

2項供給販売及び4ページの3項一般管理費では、主に異動等によります人件費及び事業精算に伴う補正でございます。

4項営業雑費用では、ガス漏れ警報器販売量増に伴い、新たに購入するため13万2,000円の増でございます。

5項営業外費用では、1目企業債利息、2目消費税の精算に伴う増減でございます。

次に5ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

1款1項1目企業債ですが、令和元年度の精算に伴う損益勘定留保資金を充当するため、借入れを3,000万円とし、2,000万円の減額補正をお願いするものでございます。

資本的支出でございます。

1款1項建設改良費では補正額947万9,000円の減、1億8,080万7,000円とするものでございます。主に白ガス管入替え工事の精算及び工事費負担金の精算に伴う減額でございます。

6ページ目をお願いいたします。

令和2年度長南町事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。業務活動によって実際に得られた収入

から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表したものでございます。右下の行になりますけれども、各業務の合計額の資金増加額は147万増となり、令和2年度末の資金残高は、二重線でありまして、1億2,042万円と見込むものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

令和2年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。

ガス事業の経営状況を表したもので、本年度3月末の見込みを税抜きで表示してあります。当年度純利益は、右側下から4行目で、営業収益から営業費用を差し引きました純利益は430万8,000円の見込みでございます。前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えました当年度未処分利益剰余金は472万3,000円を見込むものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

令和2年度ガス事業会計予定貸借対照表でございます。財政状況を表したものでございます。

資産の部では、1の固定資産、2の流動資産の合計で、一番下の二重線になりますが、資産合計は16億9,273万1,000円でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

負債の部では、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は8億2,928万9,000円で、次の資本の部では、6の資本金、7の剰余金の合計、資本合計では8億6,344万2,000円となり、下の二重線、負債資本合計では16億9,273万1,000円でございます。

前のページの資産合計とただいまの負債資本合計が複式記帳の法則によりまして、双方とも同額となっておりますので、貸借対照表として成り立っているところでございます。

次の10ページ、11ページは給料明細書であります。

12ページは補正後の実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどご覧になっていただきたいと思っております。

以上、雑駁な説明ではございましたけれども、令和2年度長南町事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで議案第16号の採用の説明は終わりました。

議案第17号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第17号 令和3年度長南町一般会計予算についての内容の説明を申し上げます。

議案書27ページをお願いいたします。

議案第17号 令和3年度長南町一般会計予算について。

令和3年度長南町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の予算書1ページをお開き願います。

令和3年度長南町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億9,800万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、地方債でございます。

地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものです。

第3条、一時借入金でございます。

地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用を定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。

令和3年度に借入れを予定しております起債の目的、限度額等を記載してございます。内訳といたしましては、臨時財政対策債2億円、庁舎建設工事实施設計業務に係る公共施設等適正管理推進事業3,300万円、過疎基金及び長南西地区有線共聴施設光化改修事業に関する過疎対策事業といたしまして5,300万円、合計2億8,600万円を借入れしようとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細により歳出からご説明をいたします。

25ページをお願いいたします。

1款議会費は7,878万2,000円の計上でございます。

26ページをお願いいたします。

2款総務費では、前年度比8,302万円増の9億1,672万2,000円を計上してございます。

1項総務管理費は、7,989万4,000円増の7億5,780万2,000円の計上でございます。

31ページをお願いいたします。

5目財産管理費でございますが、34ページになりますが、14節の工事請負費では、保健センター1階ホール49か所の照明をLEDへ交換するための工事費99万8,000円を、役場案内看板設置工事17万1,000円をそれぞれお願いし、旧豊栄小学校防水改修工事につきましては令和2年度の実施予定でありましたが、県の都合により立地企業補助金が令和3年度の交付となったことから、令和3年度予算に計上するものでございます。

また、旧豊栄小学校高架水槽改修工事につきましては、高架水槽の修繕を企業側で実施する予定でありましたが、高架水槽から校舎内へ配管等が老朽化により修繕を要することから、改修工事として890万円をお願いするものでございます。

特定財源といたしましては、県支出金で企業立地補助金421万7,000円を、その他特定財源といたしまして、

行政財産使用料等及び企業側マーキュリーから高架水槽修繕分として事業費の約55.8%、497万2,000円を負担していただき、財源に充てさせていただくものでございます。

旧西小学校及び旧長南小学校の防水改修工事につきましては、平成30年度及び令和元年度に実施いたしました防水改修工事施工箇所以外の工事となり、企業側へそれぞれ2分の1相当の負担について協議を進めているところであります。協議が調いましたら、令和3年度の補正で対応していく予定でございます。

35ページになりますが、6目企画費、18節では、県が実施する路線バス利用実態調査に係る負担金150万円については令和2年度に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により実施できず、令和3年度に予算計上しております。この調査路線につきましては、牛久線茂原駅から上総牛久駅間で、事業費の2分の1を県、茂原市、長南町、市原市でそれぞれ3分の1を負担するものでございます。

37ページをお願いいたします。

8目地域振興費の18節負担金補助及び交付金では、241万円の計上でございます。第2期総合戦略に位置づけた町民主体の地域づくりを推進する町民提案型事業補助金として100万円をお願いするものでございます。

9目防災対策費、38ページになりますが、12節委託料では、地域防災計画修正業務として、現行の長南町防災計画は平成28年3月に策定されたものであり、法律改正、ガイドライン改定、上位計画の修正及び令和元年の一連の災害等を踏まえ、修正を実施するために672万1,000円、及び災害時におきまして災害対策本部用、各災害対策班用として活用できる縮尺8000分の1の防災マップパネル作成委託料として90万円をそれぞれお願いするものでございます。

14節工事請負費では、防災行政無線中継局舎撤去工事費として167万8,000円を計上してございます。

17節備品購入費では、各避難所に整備するノーパンク折り畳みリヤカー、クイックパーティション、災害用簡易トイレ等備品購入費として321万4,000円を計上しております。特定財源といたしましては、県支出金、地域防災力向上総合支援補助金を充てさせていただくものでございます。

39ページをお願いいたします。

11目有線共聴施設管理事業費、12節委託料では、平成8年4月から運用している長南西地区テレビ共同受信聴取施設において、ケーブル、タップ、アンプ等主要設備の老朽化に伴い、同軸ケーブルから光ファイバークーブルへ改修するため、有線共聴施設光化改修工事実施設計委託料として1,900万円をお願いするものでございます。特定財源につきましては、過疎対策事業債、有線共聴施設光化改修事業の1,800万円を充てさせていただくものでございます。

12目過疎対策費でございますが、1節、3節、8節、10節、11節、13節、18節で、地域おこし協力隊事業の経費として620万2,000円を計上してございます。

また、40ページになりますが、18節の若者定住促進奨励金1,200万円は、引き続き社会資本総合整備交付金、地域住宅支援事業を活用する中で実施をしております。

13目庁舎建設事業費では、5,012万円の計上でございます。庁舎建設に係る実施設計委託料及び隣接する野球場のり面改修工事費で、特定財源につきましては、公共施設等適正管理推進事業債の市町村役場機能緊急保全事業3,300万円を、その他特定財源といたしまして、公共施設等整備基金1,674万円をそれぞれ充てさせていただくものでございます。

42ページをお願いいたします。

2項徴税費では、前年度比372万7,000円減の8,490万円を計上しております。

44ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費では、前年度比493万8,000円減の3,388万円の計上でございます。

1目戸籍住民基本台帳費、46ページをお願いいたします。

18節では調整地域振興事務所の旅券事務終了に伴い、長生郡市を代表し茂原市が権限移譲を受けることから、6町村で経費を負担する旅券事務事業負担金を計上してございます。

4項選挙費でございますが、47ページになりますが、3目で衆議院議員選挙費1,243万2,000円を計上してございます。特定財源につきましては、衆議院議員選挙費委託金でございます。

48ページをお願いいたします。

4目長南町長選挙費では、1,185万2,000円の計上でございます。

49ページ下段になりますが、5項統計調査費では、前年度比338万2,000円減の548万9,000円の計上でございます。

51ページをお願いいたします。

6項監査委員費では、前年度比2万3,000円減の66万円の計上でございます。

3款民生費では、前年度比4,249万2,000円増の10億3,437万5,000円を計上してございます。民生費につきましては、障害者・障害児福祉事業のほか、引き続き前年度と同様の各種事業経費を計上してございます。

62ページをお願いいたします。

災害救助費につきましては、事業完了に伴い、解除科目とするものでございます。

4款衛生費では、前年度比670万7,000円増の3億6,488万7,000円を計上してございます。

1項保健衛生費は、5,222万円増の2億9,313万円の計上でございます。

1目保健衛生総務費では、64ページになりますが、17節で母子保健事業等で保健師による訪問活動の拡充を図るため、庁用車購入費として150万円を計上してございます。

66ページをお願いいたします。

3目母子保健費では、12節委託料で、67ページになりますが、新たに産後ケア事業及び新生児聴覚スクリーニング検査事業に係る経費を計上してございます。

68ページをお願いいたします。

5目環境衛生費の増額につきましては、環境美化作業員を増員し2班体制とし、70ページになりますが、17節で町道等の環境美化事業の拡充を図るため、1.5トントラックの庁用車購入費等によるものでございます。

71ページをお願いいたします。

5款農林水産業費は、前年度比3,635万7,000円増の5億2,295万7,000円を計上してございます。

1項農業費は、前年度比3,587万3,000円増の5億2,192万2,000円の計上でございます。

72ページをお願いいたします。

3目農業振興費でございますが、73ページになりますが、7節では有害鳥獣駆除奨励金を有害鳥獣の捕獲頭数の増による増額を見込んでおり、また、74ページになりますが、18節では、76ページになりますが、

鳥獣被害防止対策協議会補助金も増額となっております。

72ページに戻っていただきまして、3目農業振興費の特定財源は、鳥獣被害防止総合対策国庫補助金、農地中間管理事業機構集積国庫補助金、飼料用米等拡大支援事業県補助金等で、その他特定財源につきましては、過疎基金、地域農業推進基金繰入金でございます。

76ページをお願いいたします。

6目圃場整備費の増額につきましても主な要因といたしましては、77ページになりますが、12節委託料で、防災拠点農業用ため池対策事業で、本町で選定されている防災重点ため池10か所につきましてハザードマップを整備するため池ハザードマップ作成業務委託料及び基幹水利施設ストックマネジメント事業で、令和2年度に県営で実施いたしました山内ダムの機能診断に基づいて、基幹水利施設ストックマネジメント事業を活用し、修繕するための計画概要書策定業務に係る委託料、また、78ページになりますが、14節工事請負費で今泉第2揚水機場及び上小野田第1揚水機場の土地改良施設維持管理適正化事業、整備工事費によるものでございます。

圃場整備費の特定財源につきましては、県支援金、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金1,434万4,000円、多面的機能支払交付金3,227万4,000円、中山間地域等直接支払交付金30万4,000円、合わせまして4,692万2,000円を、その他特定財源といたしましては、土地改良施設維持管理適正化事業交付金1,094万4,000円、公共施設等整備基金繰入金925万1,000円、土地改良施設維持管理適正化事業分担金377万5,000円、合わせまして2,397万円をそれぞれ充てさせていただくものでございます。

79ページをお願いいたします。

下段になりますが、2項林業費は、前年度比48万4,000円増の103万5,000円の計上でございます。

81ページをお願いいたします。

6款1項商工費は、前年度比1,230万9,000円減の5,056万3,000円の計上でございます。

82ページになりますが、2目観光費の減額は、野見金公園駐車場整備工事等の完了によるものでございます。

84ページをお願いいたします。

7款土木費は、前年度比972万3,000円減の4億3,918万5,000円を計上してございます。

1項土木管理費は、前年度比1,394万8,000円増の2億4,784万円の計上でございます。

2目地籍調査費でございますが、事業量増により増額となっております。特定財源につきましては、地籍調査費県負担金でございます。

86ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費は、前年度比3,153万5,000円減の1億5,952万4,000円の計上でございます。主な減額要因といたしましては、道路橋梁修繕工事費の減によるものでございます。

87ページになりますが、2目道路維持費では、前年度比2,864万1,000円増の7,684万5,000円の計上でございます。舗装本復旧工事及び町道長南26号線の排水路整備工事ほか舗装修繕工事等を計上してございます。

その他特定財源につきましては、舗装本復旧工事負担金、道路占用料等3,613万5,000円を充てさせていただくものでございます。

3目道路新設改良費では、88ページになりますが、14節で社会資本整備総合交付金、道路事業の国庫補助事業を活用した利根里線2工区の補助道路改良工事費等、4目橋梁維持費では、14節で単独橋梁修繕工事及び単

独橋梁架け替え工事費の予算を計上させていただいております。

3項河川費では、前年度比664万3,000円増の1,074万円の計上でございます。

89ページになりますが、4項住宅費では、前年度比159万円増の775万円の計上でございます。

1目住宅管理費では、90ページになりますが、21節で町営住宅移転補償費240万円を計上してございます。その他特定財源につきましては、町営住宅使用料でございます。

90ページになりますが、5項都市計画費では、前年度比36万9,000円減の1,333万1,000円の計上でございます。

91ページになりますが、8款1項消防費は、1億6,824万5,000円の計上でございます。

9款教育費は、前年度比1,240万9,000円増の4億956万2,000円を計上してございます。

1項教育総務費の減額は、長寿命化計画作成業務委託の完了によるものでございます。

95ページをお願いいたします。

2項小学校費では、前年度比812万1,000円増の8,880万8,000円を計上いたしました。

96ページをお願いいたします。

2目教育振興費では、97ページになりますが、18節で小学校の給食費を無償化することにより保護者の教育関係費用の軽減を図る学校給食費補助金1,248万8,000円を計上してございます。

3項中学校費では、前年度比1,312万2,000円増の5,778万5,000円の計上でございます。

99ページをお願いいたします。

2目教育振興費では、18節で、こちらも中学校の給食費を無償化することにより、保護者の教育関係費用の軽減を図る学校給食費補助金815万6,000円をお願いするものでございます。

4項社会教育費では、前年度比420万4,000円増の6,447万2,000円の計上でございます。

104ページをお願いいたします。

5項保健体育費でございますが、前年度比862万1,000円減の1億1,798万8,000円の計上でございます。

105ページになりますが、12節委託料で、令和2年度7号補正において債務負担行為を設定いたしましたB&G海洋センター事業におきまして、指定管理委託料3,070万円を計上させていただきました。

107ページをお願いいたします。

10款災害復旧費では、3,960万3,000円の計上でございます。

1項農林水産施設災害復旧費、108ページをお願いいたします。

2目林業施設災害復旧費では、茗荷沢、千手堂、市野々地先において実施いたします県単小規模治山緊急整備工事及び測量実施設計委託料で3,960万円を計上してございます。

特定財源につきましては、県支出金、小規模治山緊急整備事業補助金を、その他特定財源につきましては、小規模治山緊急整備事業分担金をそれぞれ充てさせていただくものでございます。

11款公債費でございますが、4億1,466万3,000円を計上してございます。その他特定財源につきましては、減債基金繰入金と預金利子でございます。

12款諸支出金につきましては、4,845万6,000円の計上でございます。

109ページになりますが、2項基金費、1目財政調整基金は1,105万1,000円を積み立てるものでございます。

その他特定財源は、ふるさと納税寄附金、一般寄附金、利子等でございます。

110ページをお願いいたします。

13款予備費は1,000万円を計上してございます。

歳出については以上でございます。

次に歳入についてご説明を申し上げます。

恐れ入ります、12ページをお願いいたします。

1款町税ですが、総額は前年度に比較し3,710万円減の10億2,170万4,000円の計上でございます。

1項町民税は、前年度比1,300万円減の3億6,005万円でございます。

個人住民税では700万円の減額を、法人町民税では600万円の減額を見込んでございます。

2項固定資産税につきましては、現年課税分の減額により前年度比2,700万円減の5億7,955万4,000円を見込んでございます。

3項軽自動車税につきましては、前年度比10万円減の3,010万円を見込んでございます。

4項町たばこ税、5項鉱産税につきましては、令和2年度の実績を見込む中で計上させていただきました。

2款から12款までの譲与税、交付金等につきましては、国・県の財政情報及び令和2年度の実績見込みにより計上させていただいてございます。

2款地方譲与税は、7,856万円を計上いたしました。

13ページになりますが、3款利子割交付金40万円、4款配当割交付金380万円、5款株式等譲渡所得割交付金270万円、6款法人事業税交付金800万円、7款地方消費税交付金1億9,000万円につきましては、前年度実績等を考慮し計上をいたしました。

8款ゴルフ場利用税交付金は、前年度と同額を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

9款環境性能割交付金につきましても、前年度と同額を計上いたしました。

10款地方特例交付金では、1項地方特例交付金で、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金220万円の増額を見込み、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置に起因して厳しい経営環境に直面している中小事業者に対し、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減するもので、この措置による固定資産税の減収分について令和3年度に限り交付されるもので、固定資産税減収補填特別交付金として1,030万円を計上してございます。

11款地方交付税は、前年度比1億4,000万円増の15億6,100万円の計上でございます。このうち、普通交付税は、前年度実績を考慮し9,600万円増の14億円、特別交付税は地籍調査に係る交付金を見込み1億6,100万円を計上いたしました。

12款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の計上でございます。

15ページになりますが、13款分担金及び負担金は、前年度比1,812万9,000円の増額となっております。小規模治山緊急整備事業分担金等によるものでございます。

14款使用料及び手数料は、前年度比121万8,000円増の5,954万円の計上でございます。

16ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、前年度比1,820万7,000円減の2億1,050万7,000円の計上でございます。

17ページになりますが、5目土木費国庫補助金であります社会資本整備総合交付金に伴う道路・橋梁修繕工事費が主な減額要因となっております。

18ページをお願いいたします。

16款県支出金は、2,129万7,000円増の3億9,983万7,000円でございます。増額の主な要因といたしましては、史跡調査事業県補助金によるものでございます。

21ページをお願いいたします。

17款財産収入につきましては、54万1,000円を計上してございます。

18款寄附金は、前年度と同額の計上でございます。

19款繰入金は、6,066万4,000円減の3億5,098万9,000円の計上でございます。財政調整基金及び地域農業推進基金が減額の要因となっております。

22ページをお願いいたします。

20款繰越金は前年度と同額を、21款諸収入は8,542万円を計上いたしました。

24ページになりますが、22款町債は前年度比9,670万円増の2億8,600万円の計上でございます。増額の要因は、臨時財政対策債及び有線共聴施設光化改修事業の過疎債、また庁舎建設に伴う公共施設等適正管理推進事業債の借入れに伴う増額でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、111ページ以降に給与費明細書のほか、参考資料を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございましたが、議案第17号 令和3年度長南町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第17号の内容の説明は終わりました。

議案第18号及び議案第19号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

〔健康保険課長 河野 勉君登壇〕

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、議案第18号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の28ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第18号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計予算について。

令和3年度長南町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、令和3年度の予算編成に当たりましては、千葉県から示された市町村ごとの事業費納付金や、保険料率並びに必要な保険給付費を基に編成したところです。

なお、本年1月1日現在の被保険者数は2,174人でございまして、前年同時期に比べ21人の減、加入率は

28.1%でございます。

それでは、別冊の予算書の129ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは内容に入らせていただきます。

令和3年度長南町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,600万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、一時借入金でございます。

地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,500万円と定めさせていただくものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、138ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、前年度に比べ517万3,000円増の3,922万円をお願いするものでございます。この増額分は、職員3名から4名への増に伴う人件費等の増で、財源につきましては、その他財源の一般会計からの職員給与費の繰入金でございます。また、12月委託料等につきましては、一般財源の保険税でございます。

次の140ページをお開きいただきたいと存じます。

2款保険給付費につきましては、過去の保険給付費の実績や被保険者数の動向、さらに最近における医療費の動向などを考慮いたしまして、前年度当初予算に比べ5万1,000円増の8億99万6,000円を見込んだところでございます。

このうち、特定財源の国県支出金7億9,521万7,000円につきましては、県が給付に必要な費用を全額町に交付いたしまして、町が国保連合会などへ支払うものでございます。

次の142ページをお開きいただきたいと存じます。

また、新型コロナウイルス感染症対応分として、6項1目に傷病手当金の存目を計上してございます。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県が県内の保険料収納必要額を市町村ごとに被保険者数及び所得水準、さらに医療費水準を反映しました国保事業費納付金決定額2億4,530万2,000円を計上させていただいたところです。その他財源につきましては、一般会計繰入金、また一般財源は保険税及び繰越金でございます。

次の143ページをお願いいたします。

4款共同事業拠出金につきましては、退職者医療制度の経費1,000円の計上でございます。

5款保健事業費につきましては、次の144ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

1項1目特定健康診査等事業費につきましては、健診や保健指導、また医療費適正化など、被保険者の健康

の保持増進及び生活の質の向上など、より効果の上がる取組を引き続き進めてまいります。前年度に比べ、被保険者の減少により104万3,000円減の1,813万9,000円をお願いするものでございます。特定財源は、県支出金のほか、その他で特定健診負担金、一般財源の保険税でございませう。

2目疾病予防費の890万円は、人間ドックの委託料200名分を見込んでおります。

6款基金積立金の100万1,000円は、条例に基づく積立て分と基金の利息でございませう。

7款諸支出金につきましては、保険税の還付金等110万3,000円でございませう。

次の145ページの8款予備費につきましては、前年度と同額の100万円をお願いするものでございませう。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、135ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款国民健康保険税につきましては、県から示されました国保事業費納付金及び保健事業などに必要な費用を加えまして、予算額2億334万3,000円を見込ませていただきまして、前年度と比較し300万円の減でございませう。

1目被保険者国民健康保険税では300万円減の2億330万円を、2目退職被保険者等国民健康保険税では、退職被保険者制度の廃止に伴い存目及び滞納分を計上し、昨年度と同額の4万3,000円を見込ませていただいたところだす。

2款国庫支出金、1項1目災害臨時特例補助金では、新型コロナウイルス感染症対応分として、その存目を計上しております。

次の136ページをお願いいたします。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金では、保険給付費として7億9,521万6,000円を見込みまして、2節特別交付金では、保険者努力支援制度交付金及び保健事業に係る補助金として1,853万円を見込むものでございませう。

4款財産収入につきましては、財政調整基金の基金利息1万円を見込んでおります。

5款繰入金につきましては8,699万2,000円でございまして、内訳といたしまして1目一般会計繰入金、1節の保険税軽減分では3,174万4,000円のうち県が4分の3を、町が4分の1を負担するものでございませう。

2節保険者支援分では、1,922万3,000円のうち国が2分の1を、県及び町がそれぞれ4分の1を負担するものでございませう。

3節職員給与費等繰入金では4人分を、4節助産費等繰入金では1件当たりの支給額42万円の3分の2は交付税措置をされ、10件分を見込んでおります。

5節財政安定化支援事業繰入金では、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化のために町が負担をするものでございませう。

6款繰越金では、前年度繰越金として1,100万円の計上でございませう。

7款諸収入につきましては、次の137ページを併せてご覧いただきまして、新たに3項1目に高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施に係る受託事業収入としてその存目を計上し、延滞金及び特定健診の受診者負担金等90万8,000円を計上させていただいております。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして0.8%、900万円増の11億1,600万円とさせていた

だくものでございます。

146ページからは給与費明細書となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第19号 令和3年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第19号 令和3年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和3年度長南町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、後期高齢者医療特別会計につきましては、千葉県の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例に規定されております資格の取得・喪失事務、あるいは保険料の徴収事務に係る経費を、町特別会計予算でお願いするものでございます。

本年1月1日現在の被保険者数は1,723人でございまして、前年度同時期に比べ17人の減でございます。

それでは、別冊の予算書155ページをお開きいただきたいと存じます。

令和3年度長南町の後期高齢者医療特別会計は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,450万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが、161ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、175万4,000円をお願いするものでございまして、保険料の徴収事務に係る電算処理委託料などでございます。その他財源は、一般会計からの事務費繰入金及び広域連合からの事務費補助でございまして。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を合わせました1億2,874万7,000円を広域連合へ納付するものでございます。

3款保健事業費では、次の162ページを併せてご覧いただきまして、人間ドック71件分の委託料と324万7,000円をお願いするものでございます。その他財源は、広域連合からの人間ドックみなし受診分補助及び一般会計繰入金でございまして。

4款諸支出金では、保険料の還付金など25万2,000円を計上させていただいております。その他財源は、広域連合からの保険料還付金等でございます。

5款予備費では、前年度と同額の50万円を計上したところでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、160ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに保険料率を改定しておりまして、令和3年度は令和2年度と同様となっております。

2款繰入金につきましては、3,565万6,000円を見込みまして、1節の保険基盤安定繰入金では保険料軽減分の補填として県が4分の3を、町が4分の1を負担するものでございます。

また、3節の人間ドック助成繰入金では、広域連合は平成30年度から人間ドック助成費用を段階的に廃止することとしており、令和2年度で助成が終了したため、令和3年度からは全額一般会計から248万9,000円の繰入れをお願いするものです。

3款繰越金では、前年度からの繰越金として、67万8,000円の計上でございます。

4款諸収入では、広域連合からの保険料の還付金、雑入での賦課徴収事務費及び人間ドックのみなし受診分に係る助成など159万1,000円の計上をさせていただいております。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして4.1%。530万円増の1億3,450万円とさせていただくものでございます。

以上、誠に雑駁でございますが、議案第18号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計予算、及び議案第19号 令和3年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容の説明とさせていただきます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第18号及び議案第19号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開につきましては、2時25分を予定しております。

(午後 2時09分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時25分)

○議長（松野唱平君） 議案第20号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

[福祉課長 仁茂田宏子君登壇]

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第20号 令和3年度長南町介護保険特別会計予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の30ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号 令和3年度長南町介護保険特別会計予算について。

令和3年度長南町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、令和3年度は、3年に一度の介護保険事業計画第8期の初年度となります。計画策定に当たりましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるような生活支援、また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加など、介護サービス需要は増大していく見込みであることから、第8期計画期間内におきましての給付費総額を31億7,588万1,000円、地域支援事業費を1億2,942万2,000円、合計額33億530万3,000円としております。

この合計金額のうち、23%に相当します7億6,022万円が第1号被保険者負担分相当額になりますので、基金の取崩しを6,000万円させていただき、第8期介護保険料基準額を月額5,400円、年額では6万4,800円と設定させていただいております。

それでは、別冊の予算書の165ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、内容に入らせていただきます。

令和3年度長南町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、11億4,900万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用を定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入りますが175ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、3,193万1,000円をお願いするものでございまして、人件費及びシステム管理費など経常的経費でございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの運営費繰入金でございます。

次の176ページをお開きいただきたいと存じます。

2項1目賦課徴収費、11節役務費では、令和3年度から介護保険料をコンビニ納付ができるようにするための手数料として、8万5,000円を計上しております。

3項介護認定審査会費では、977万2,000円をお願いするもので、認定審査に必要な調査員の報酬や、かかりつけ医の意見書作成手数料、広域市町村圏組合での審査会負担金などでございます。

次の177ページの、2款保険給付費につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、前年度に比べ9,625万3,000円増の10億6,992万円を見込んでおります。保険給付費全体の特定財源につきましては、国・県支出金の介護給付費負担金及び調整交付金、それぞれの負担割合に基づき4億538万8,000円を、また、その他財源では、支払基金からの交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金からの繰入金として、4億5,017万円でございます。

1項介護サービス等諸費では、要介護1から5の認定者のサービス給付費でございまして、1目居宅介護サービス給付費では、322人の計画値としており、訪問介護の計画値を年876人、1万9,392回とし、通所介護では、年1,068人、1万284回としております。短期入所生活介護では、年408人、6,240日としております。

2目地域密着型介護サービス給付費では、48人の計画値としており、認知症対応型共同生活介護の計画値を年264人とし、地域密着型通所介護では、年288人、2,412回としております。

3目施設介護サービス給付費では、167人の計画値としており、介護老人福祉施設の計画値を年1,368人とし、介護老人保健施設では、年624人としております。

次のページの178ページをお願いいたします。

2 項介護予防サービス等諸費では、要支援 1 及び 2 の認定者のサービス給付費でございまして、1,547万4,000円の計上をさせていただいております。

1 目介護予防サービス給付費では、訪問看護の計画値を年12人、24回とし、訪問リハビリテーションでは年36人、336回としておりまして、通所リハビリテーションでは年156人としております。

次の180ページをお開きいただきたいと存じます。

3 款基金積立金の1,000円は、基金の利息でございまして。なお年度末の基金保有高の見込みでは、1億1,533万1,728円を見込んでおります。

4 款地域支援事業費につきましては、4,464万5,000円をお願いするものでございまして、特定財源につきましては、国・県支出金のそれぞれの負担割合に基づき、2,378万9,000円を、その他財源につきましては、支払基金からの交付金、一般会計からの地域支援事業繰入金として1,387万9,000円でございます。

1 項介護予防・日常生活支援総合事業費では、要支援 1 及び 2 の認定者、また、要介護状態になる前から、状況に応じた介護予防と自立した日常生活の支援事業費として、1,702万5,000円の計上をさせていただいております。

1 目介護予防・生活支援サービス事業費、12節委託料321万8,000円につきましては、令和 2 年度までは介護予防普及啓発事業で実施してはいましたが、令和 3 年度以降は総合事業の通所型サービスとしており、訪問型サービスの計画値を年228人、1,680回といたしまして、通所型サービスでは年240人、1,320回と見込んでおります。

次の181ページ及び182ページでございまして、2 項包括的支援事業費では、包括支援センターの運営に係る人件費のほか、生活支援体制整備事業といたしまして、2,743万円の計上をさせていただいております。

182ページの 3 目認知症総合支援事業費、18節負担金補助及び交付金の15万円につきましては、国の施策であります認知症カフェ事業を、町ではおしゃべり茶会事業として、地域住民の協力をいただきながら取り組むための費用として計上をさせていただいております。

3 項任意事業費でございまして、183ページ上から 2 段目になりますが、家族介護支援事業費を歳出の目体系から削らせていただきます。これは、一般会計の 3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費、1 節扶助費におきまして、在宅生活支援扶助費といたしまして144万円を計上させていただいております。

5 款諸支出金につきましては、保険料の還付金等150万3,000円でございます。

6 款予備費につきましては、前年度と同額の100万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが172ページにお戻りいただきたいと存じます。

1 款介護保険料につきましては、65歳以上の方からの保険料でございまして、第 8 期計画の令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の基準額を月額5,400円と設定しており、前年度と比較し736万2,000円増の 2 億1,320万6,000円を見込むものでございます。

3 款国庫支出金から 4 款支払基金交付金、5 款県支出金及び173ページの 8 款繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費に係る費用として、それぞれ法定負担割合に基づき、歳入を見込んでおります。なお、

8 款繰入金のうち、1 項 4 目軽減費繰入金につきましては、消費税増税分を社会保障費に充当する施策の一つとして、低所得者層に係る介護保険料を軽減する目的で交付されるものでございます。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金2,754万8,000円につきましては、介護給付費準備基金からの繰入れでございます。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして9.3%の9,800万円増の11億4,900万円とさせていただくものでございます。

184ページからは、給与費明細書となりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第20号 令和3年度長南町介護保険特別会計予算の内容とさせていただきます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第20号の内容の説明は終わりました。

議案第21号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、議案第21号 令和3年度長南町笠間霊園事業特別会計予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書31ページをお願いいたします。

議案第21号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計予算について。

令和3年度長南町笠間霊園事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

恐れ入りますが、予算書の195ページをお願いいたします。

初めに、予算の編成に当たりましては、霊園事業の適正な管理運営及び墓所の使用状況などを踏まえまして編成させていただきました。

まず、本年1月1日現在における墓所の使用状況でございますが、使用区画数は8,914区画となりまして、管理区画数9,280に対する使用率は96.1%です。前年と比較いたしますと、116区画の1.3%の減となっております。大幅な減少といたしましては、石材店からの大口返還があったことによるものでございます。

また、霊園施設におきましては、本年度は、経年劣化等に伴う管理事務所内の洗面台などの更新と新型コロナウイルス感染症の予防対策を合わせまして、トイレの改修工事を利用者の安全性を目的に計画をさせていただきました。

それでは、予算の内容に入らせていただきます。

令和3年度長南町の笠森霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,930万円と定めるものでございます。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございま

す。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定めさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳入からご説明させていただきますので、200ページをお願いいたします。

1款1項事業収入でございますが、前年度の実績を基に、本年度は4,784万9,000円を見込みました。前年度と比較いたしますとマイナス2.6%、127万8,000円の減となります。

1目墓所使用料では、芝生墓所の販売増を見込み、前年度より2区画多い40区画分1,072万3,000円を、2目工事負担金では、同様に27基分のカロート工事として83万5,000円を、3目墓所管理料では、墓所使用者数の減少から、前年度と比較して52万円減の3,550万9,000円を、4目施設使用料では、コロナ禍による昨年度の実績等から78万2,000円を見込み計上いたしました。

2款財産収入4万3,000円及び3款寄附金1,000円は、前年度と同額を計上させていただきました。

4款繰入金、2項1目一般会計繰入金でございますが、一般会計から2,000万円の繰入れを計上させていただき、霊園総務費の人件費と霊園施設費の工事請負費へ充当させていただくものでございます。

5款繰越金100万円は、前年度と同額を、6款1項2目雑入では、会計年度職員からの給付金と雑入を合わせまして、40万5,000円を計上させていただきました。

続きまして、歳出について説明させていただきますので、202ページをお願いいたします。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費でございますが、前年度と比較いたしますと7.9%、378万7,000円増の5,146万7,000円を計上いたしました。

主な内容といたしまして、人件費では、一般職2名と会計年度職員、パート1名とフルタイム2名による勤務体制とし、10節需用費では、消耗品、納入通知書等の印刷製本費、施設の光熱水費ほかで360万7,000円、11節役務費では、管理料納付に係る郵便料や、コンビニ収納の手数料及び電話料のほかで236万7,000円、12節委託料では、管理料納入に係る電算処理委託、園内の清掃委託、施設清掃委託ほかで1,858万4,000円を計上させていただきました。

13節使用料及び賃借料では、霊園管理システム、複写機、防犯カメラ等の使用料で249万4,000円を、続きまして、204ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金、22節償還金利子及び割引料、24節積立金は、前年度と同額を計上いたしました。

26節公課費199万9,000円は、前年度に係る消費税の納入分を計上いたしました。

2款1項1目霊園施設費におきましては、災害復旧工事が本年2月で全て完了いたしましたので、前年度と比較いたしますとマイナス27.9%、648万7,000円減の1,678万3,000円を計上させていただきました。

10節需用費では、消耗品のほか、自動ドア、合併浄化槽等の修繕料で284万円、11節役務費では、管理事務所敷地内の植木剪定料で10万円、12節委託料では、芝墓所の管理及び園内の樹木伐採委託料として361万3,000円、14節工事請負費では、管理事務所における経年劣化などによる洗面台等の更新と併せ、非接触型の蛇口に交換するトイレ改修工事として550万円、墓所使用許可の取消しに係る墓石撤去工事といたしまして110万円、霊園施設の維持工事として330万円を計上させていただきました。

3款公債費、4款予備費につきましては、前年度と同額の計上でございます。

以上、歳入歳出の総額は、前年度と比較いたしましてマイナス3.8%、270万円減の6,930万円をお願いするものです。

なお、206ページ以降につきましては、給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、議案第21号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でしたが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第21号の内容の説明は終わりました。

議案第22号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

〔産業振興課長 石川和良君登壇〕

○産業振興課長（石川和良君） 議案第22号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の32ページをお開きください。

議案第22号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について。

令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、農集の処理区域、3処理区全体の令和3年1月末現在の接続状況につきまして、ご報告申し上げます。

加入戸数は1,091戸で、うち接続戸数900戸、前年度比1戸増の接続率82.5%という状況でございまして、適切な維持管理に努めているところでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

予算書の217ページをご覧ください。

令和3年度長南町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,200万円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、継続費でございしますが、地方自治法の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表、継続費によるものでございます。

第3条、地方債でございしますが、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものでございます。

第4条、一時借入金でございしますが、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入から説明させていただきますので、224ページをお開きいただきたいと存じます。

1款1項1目農業集落排水事業費分担金でございしますが、84万円で、新規加入といたしまして、2戸分の分

担金を見込ませていただいたところでございます。

2款1項1目処理施設使用料でございますが、30万円の増、4,145万8,000円で、接続戸数のうち空き家となっているものの使用再開を見込み、計上してございます。

3款1項1目一般会計繰入金では、前年度比300万円減の1億7,100万円を計上してございます。これにつきましては、主に公債費に充てさせていただくもので、減の要因は、昨年の給田処理施設の機能診断及び芝原・給田処理区の最適整備構想策定業務が終了したことによるものでございます。

4款1項1目繰越金でございますが、前年度と同額の100万円を計上させていただくものでございます。

6款1項1目町債でございますが、770万円を計上してございます。これにつきましては、公営企業会計移行支援業務委託費分を借入れするものでございます。

次に、歳出についてご説明をさせていただきますので、225ページをご覧くださいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、1,601万円をお願いするものでございます。

この内容につきまして、2節、3節、4節は、職員の人件費関係、10節需用費、11節役務費につきましては、事務的経費でございます。

12節委託料につきましては、令和3年度は770万円を計上しております。この内容につきましては、平成31年1月総務大臣通知により、令和5年度までに公営企業会計の適用が求められていることから、令和5年度までの3か年での委託費総額2,090万円を継続費にて計上し、新たに地方公営企業法を適用した公営企業会計への移行に必要な業務委託料の計上でございます。

13節使用料及び賃借料93万8,000円は、料金管理システムの使用料で、昨年と同額でございます。

226ページをお開きいただきたいと存じます。

18節負担金補助及び交付金は64万7,000円を計上しており、主として、総合事務組合負担金63万6,000円でございます。

26節公課費は115万5,000円を計上しており、主として、処理使用料に係る消費税額114万6,000円を見込んでございます。

2款事業費、1項1目施設管理費でございますが、4,100万6,000円をお願いするものでございます。

10節需用費では、主として、町内3か所の処理場と中継ポンプ等の修繕に係る費用として650万円を見込んでございます。

12節委託料では、主として、3か所の処理場と中継ポンプ等に係る維持管理委託1,626万4,000円を計上してございます。

14節工事請負費につきましては、管路の施設維持工事といたしまして100万円の計上でございます。

227ページをご覧くださいと存じます。

3款公課費でございますが、地方債35件の償還金として、1項1目元金は1億4,216万6,000円、2目利子は2,181万8,000円、合わせまして1億6,398万4,000円を計上させていただきました。

4款予備費につきましては、前年度同額の100万円を計上させていただいたところでございます。

歳入歳出合計、それぞれ2億2,200万円、前年度と比較して100万円の減をお願いするものでございます。

なお、228ページ以降は、給与費明細書等でございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第22号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。
大変雑駁な説明でしたが、ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第22号の内容の説明は終わりました。

議案第23号の内容の説明を求めます。

ガス課長、今関裕司君。

〔ガス課長 今関裕司君登壇〕

○ガス課長（今関裕司君） それでは、議案第23号 令和3年度長南町ガス事業会計予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の33ページをお開き願います。

議案第23号 令和3年度長南町ガス事業会計予算について。

令和3年度長南町ガス事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和3年3月2日提出、長南町長、平野貞夫。

予算書は別冊になっておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、1ページ目をお願いいたします。

第1条では、令和3年度長南町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによらせていただきます。

第2条、業務の予定量でございます。

第1号、供給戸数は4,601戸、前年度比6戸の減でございます。

第2号、年間供給量は867万7,000立方、前年度比6万5,000立方、0.8%の増でございます。

第3号、1日の平均供給量は2万3,772立方メートルでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めさせていただくものでございます。

初めに、収入でございます。

第1款ガス事業収益7億2,183万4,000円、前年度比607万7,000円、0.8%増でございます。

なお、各項につきましては予算実施計画でご説明させていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用は7億1,464万3,000円、前年度比932万4,000円、1.3%の増でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めさせていただくものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,604万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金431万1,000円、当年度分損益勘定留保資金の1億4,192万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の1,493万7,000円、建設改良積立金488万円で補填するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入5,066万円で、前年度比345万4,000円、6.4%の減としております。

各項の内容につきましては、実施計画で説明させていただきます。

次に、支出でございますけれども、第1款資本的支出2億1,670万8,000円で、前年度比1,011万8,000円、4.5%減でございます。

次に、第5条、企業債でございますが、本・支管整備事業で、限度額は5,000万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

次の3ページをお願いいたします。

第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めさせていただきます。

次に、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、記載のとおりでございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。職員給与費5,032万8,000円、前年度比443万円で、8.1%減でございます。

第9条、棚卸資産の購入限度額でございますが、1,000万円と定めさせていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和3年度ガス事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の内容でございます。

初めに、収入でございます。

1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上では6億9,389万8,000円、前年度比549万1,000円、0.8%の増でございます。販売量は、前年度比6万5,000立方メートルの増となります。令和2年度上半期は、コロナ感染症の影響により需要が落ち込みました。ですけれども秋から需要が増えてきております。また、令和3年度からCHIBAむつざわエナジーが大口契約となり、年間25万6,000立方を見込んでおります。

次に、2項営業雑収益、1目受注工事収益は、長南町と睦沢町を合わせた100件の内管工事収益2,155万円を計上いたしました。

2目その他営業脱収益11万円は、ガス漏れ警報器収益でございます。

3項営業外収益では、受取利息、長期前受戻入、雑収入などを計上しております。

次に、5ページをお願いいたします。

支出の内容でございます。

1款ガス事業費用、1項売上原価、1目ガス売上原価は3億8,051万2,000円で、前年度比155万円、0.4%増としております。原ガス購入費で、販売量増によるものでございます。

2項供給販売費では、2億5,183万5,000円で、前年度比587万9,000円、2.4%の増でございます。

1目から7目までは、職員2名分の人件費でございます。

8目修繕費は、前年度比242万2,000円増の1,285万9,000円でございます。その他ガス工作物修繕費及び検満メーターの回収数の増によるものでございます。

9目特別修繕引当金繰入額2,700万円は、ガスホルダーの開放検査引当金で、前年度と同額としております。

17目委託作業費4,127万3,000円、前年度比318万円増で、各家庭の消費機器調査、導管漏えい検査、検針業務等及び日直業務の委託料でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

3項一般管理費では、予定額3,973万9,000円、前年度比4.6%増でございます。

2目めから7目めまでは、職員3人分の人件費、10目の賃借料では、前年度比301万2,000円、48.9%増の916万9,000円でございます。財務会計システム及びガス料金調定システムの新規のリースに伴う増額でござい

ます。

4項営業雑費用は、内管受注工事費用100件分を、これは睦沢町と長南町を合わせた100件分を、5項営業外費用は、企業債利息及び消費税等を計上しております。

6項予備費は、前年度と同額の1,000万円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入でございます。

1款1項1目企業債ですが、前年度と同額の5,000万円を借入れ、白ガス管改善工事費の財源に充当いたします。

2項1目工事負担金66万円は、新規加入に伴う負担金を計上しております。

次に、資本的支出でございます。

1款1項建設改良費1億7,729万5,000円で、前年度比1,299万1,000円の減でございます。白ガス管入替え工事を、本年度は8路線、約1,250メートルを予定しております。令和3年度末白ガス管の残延長は約1.7キロとなる見込みで、令和4年度を完了予定としております。

2目固定資産購入費では、新規ガスメーター購入費としております。

2項1目企業債償還金は、25件分でございます。企業債残高は5億円弱となります。

次に、8ページをお願いいたします。

令和3年度ガス事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表したものでございます。

右側下の行になりますが、各業務の合計額の資金増加額は、利益増により1,731万7,000円の増額となり、令和3年度資金末残高は、二重線でありまして、1億3,773万7,000円を見込むものでございます。

9ページは、注記事項でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

令和3年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。

令和3年度末までの1年間のガス事業の経営状況を税抜きで表したものであります。

1の営業収益から5の営業外費用までを算出しました。

収益的収支によります当年度純利益は、右側下から4行目で、225万4,000円を見込むものでございます。前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益譲与金変動額を加えました当年度未処分利益剰余金は、1,185万7,000円でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

令和3年度ガス事業会計予定貸借対照表でございます。

ガス事業の財政状態を明らかにするため、令和3年度末時点において、保有する見込みの全ての資産、負債及び資本を総括的に表したものでございます。

資産の部では、1の固定資産、2の現金預金などの流動資産の合計では、一番下の二重線で、資産合計は17

億1,359万3,000円となります。

次に、12ページをお願いいたします。

負債の部では、企業債などの負債合計は8億4,789万7,000円となります。

資本の部では、資本金及び剰余金の合計は8億6,569万6,000円となり、一番下の、やはり二重線の合わせた負債資本合計は17億1,359万3,000円となります。先ほどの11ページの資本合計と負債資本合計が複式記帳により、双方とも同額となっております。

なお、13ページから17ページまでは給与明細費となっております。

また、18ページは債務負担行為に関する調書でございます。

19ページ以降は、参考資料として予算実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上大変雑駁な説明でしたが、議案第23号 令和3年度長南町ガス事業会計予算の内容説明とさせていただきます。

ご審議を賜り、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで、議案第23号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第26号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第7、議案第1号 諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第32、議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることまでについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第1号から日程第32、議案第26号までについては、後日、質疑・討論・採決をすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日3月3日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時17分)